

353

7

0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 16/90 1 2 3 4 5

始



35-3-7

□篇壹第書叢洋履□

酒の那支

士學法

著郎三榮杉

大正
3. 10. 13
内交

序　言

余平生支那の各事物に付て、思ふ儘を記述し、此れを同好の士に頒ち、批評を求むるに志あり、今此の志望を實現せんと欲し、其第一篇として試みに本冊子を公にする。本書の内容は、昨年初春、京都帝國大學に於てなしたる談話の一節に多少の修正を加へしものにして、恰も當日は降雪霏々、寒氣甚だしかりしを以て、余は戯れに酒を談じて以て暖を取らんかと前置きし、意に任かせて本話を談了す、談話の動機斯の如し、從て始めより敢て此れを以て専門學的價値ありとなすものにあらず、文

次 目

履洋叢書	支那の酒
第一篇	
第一章 概論	
第一節 酒の起源	一
第二節 酒の種類	一
第二章 酒制	
第一節 酒の用	三
第二節 酒禁	三
第三章 酒美	
第一節 酒の詩	五
第二節 代表的詩人	五

—(1)—

章次序なく、辭句蕪雜を免れざるもの、蓋し自然の數なり、讀者幸に之を諒せよ。

大正三年九月下浣

著者 履 洋 識

—(2)—

履洋叢書
第壹編

支那の酒

法學士 杉 榮三郎著

第一章 概論

第一節 酒の起源

先づ酒と云ふ文字の意義から調べて見ませう、原來支那の學者の中には、文字の意義に非常に重きを置く人と、また文字の意義の穿鑿は博學を衒ふ好奇者のやることで、學問上何等の利益もないものであると下なす人とあります、然し此れは何れも兩極端で、私は支那に付て或事柄の研究をなすに當り、必ずしも多大の利益は豫期しませんが、一應文字の意義の穿鑿をなすことは當然の順序であると信するものでありますから、是にも

第四章 酒税

第一節 沿革	八
第二節 清朝の酒税	九

至合

て私も一般の慣例に従ひ、是に此の二書が酒に付て何と云つて居るかを挙げて見ませう。

釋名によりますと、酒は酉なり之を釀すに米麴をもてす酉澤久くして味美なり、言ふは亦蹠なり能否皆な彊いて相蹠待して之を飲むなり、又た口に入り之に咽ぶ皆な其面を蹠するなりとあります、此の意味は酒は酉である、なぜ酉と唱ふるかと云へば、釀してから酉澤久しければ味が美になるからである、また酒は蹠である、なぜ蹠かと云へば飲み得る者も飲み得ぬ者も換言すれば下戸も上戸も相すゝめ合ふて謹んで飲むからである、或は一説に蹠の意を解して、酒は口に入つて咽び易く顔を蹙かめるから蹠と云ふのであるとこう云ふのでせう、原來蹠と云ふ字には謹むと云ふ義も、蹙めると云ふ義もありますから、私は蹠待は謹むの義にとり、蹠面は蹙かめるの義にとりましたが、如何のものでせうか、敢て博學の士におたづねいたしました。

次ぎに説文解字によりますと、酒は就である、なぜ就かと云へば、人性の善

先づ文字の意義の穿鑿から、酒の研究を始め様と思ひます。

文字の意義の穿鑿として、一般に引用せらるゝ書物は、云ふまでもなく許慎の説文解字と、劉熙の釋名とであります、然し此の二書は文字の研究の仕方が大に異つて居りまして、説文解字の方は音のことも申しますが、目的は文字の起源を明かにするにありますし、釋名の方は主として音の起源を説明した書物であります、例を擧げて申しますと、例へば日月と云ふ字を探りますと、釋名には、日をなせジツと云ふかと云へば、日は實なり光明盛實すればなり、月に付ては月は缺なり満つれば則ち缺くればなりと、此れ丈けの説明がしてあるだけであります、然るに説文解字になりますと、日は實なり大易の精缺けざるなり、此れまでは釋名と同筆法です、さて此れに續いて〇と一とより成るのは象形であると、こう書いてあるのであります、月に付ても月は闕なり大陰の精なり、象形より成るとしてあります、此の二書は屢同一に引用せられますが、今の私の説明で二者の差異も判りませうし、從て其の價值も判定がつきませう、然しそれはそれとし

ん、然し水と酉とを以て酒の字を作つたのは、酒は酉月に水を以て作るし、兼て酉により音を表はすためであるとの説に對しては、多少疑なき能はずであります。私の考へでは酒と云ふ字はずつと古くは酉と書いたのであります。然るに酉が他の意に用ゐらるゝに及んで、終に酒は酉に水を附して之を表はすことになつたのである。然らばなぜ酉と云ふ字が最初酒の意味に用ゐられたかと申しますと、私は酒を入れる入れ物の形からきて居る象形文字であるとして御覽になればなれぬことはありません。若し古のなりと證據だてますには、また酉の字の研究から始めねばなりませんが、かく面倒なことは省きまして、今の字を御覽になつても、酉は酒の入れ物の形ちであるとして御覽になればなれぬことはありません。若し古い時代の文字をお調べになれば、一層これは明かでありまして、説文で酉の字の古い形を御覽くだされば私の説の全く根據なき奇論でないことは判ります。古き文字に於て酉が酒でありますから、從て私は酒に關係ある文字は多く酉に從ふと解するのであります。説文解字の本文には水

悪に就ふ所以であるからである。水と酉とにより成るは、酉月即ち八月に水泉を以て之を作るからであるし、酉と云ふ字によつて其の音を示すためでもある。一説には酒は造であるし、酉と云ふ字によつて其の音を示すとあります。そこで私は就をシタガフと訓しましたが、此れは詩經の邶風の谷風に、就をシタガフと云ふ義に使用してあります。と説文解字の註に、賓主百拜する者は酒なり、淫酗する者も亦酒なりとあります。で、がく解しました様な次第であります。尙ほ説文解字は段氏説文解字によりましたので、同書註解の通りに解釋するとかくなる様であります。

以上で二書に書いてある文句と、並に其文句に對する從來普通の解釋とを申し述べました。さて二書は文字學に付ては最も信頼すべき書物となつてをりますし、段玉裁は申すまでもなく説文の大家なのでありますから、酒の音の起源なり、文字構成の理由なりを前述の如く解しまして別に異論をたてる餘地はない筈なのであります。然し私は甚だ烏滌な次第かも知りませんが、音の起源に付ては酉でも蹟でも就でも造でも構いません。

卯爲春門、萬物已出、卯爲秋門、萬物已入、一閑門象也。
 酒就也、所以就人性之善惡、从水酉、酉亦聲、一曰造也、吉凶所造起也、古者儀
 犬作酒醪、禹嘗之而美、遂疏儀犬、杜康作秫酒。
 支那に於て酒は何時始まつたものでありますか、此の點に付ては宋の
 賀草著酒譜の酒之源論が最も簡明に且つ面白く議論して居る様に存じ
 られます、從て私も大體に於て同氏の論法をかりて、酒の起源を是に詮議
 して見ませう、然し私は同文に引用せる他の書の文句は、之れを原書に付
 て紹しましたものもありますし、或は削り或は加へましたから、決して全
 然同文を翻譯したと云ふ譯ではありません、これは豫め御承知を願ひ置
 きます。

先づ第一に酒は禹の時に始まつたと云ふ説は最も有力なる説であります、それは世本に儀犬始めて酒醪を作り以て五味を變し、少康始めて秫酒を作るとありますし、戰國策に帝女儀犬をして酒を造らしめ之を禹に進むとあります、此等を證據に酒は禹の時に始まつたと申しますので、已に

と酉とに從ふ酉も亦聲としてあります、註なしに解しますと水に酉を
 加へしは酉は音を表はす爲めであると解されることはあります、否な
 う解する方が自然かと思はれます、そうすると大分私の説に近づく譯
 でありますし、本草綱目を見ますと、一説に酒の字の篆文は、酒自中に在る
 の状に象どるとあります、一説とは何人であるか判りませんが、全く同
 説である様でありますから、私は酉即ち古への酒の字なりとの説を一説
 として、而かも私は其の方に賛成する者であると云ふことを是に言明い
 たしてをきたく存じます。

(釋名)

酉秀也、秀者物皆成也、於易爲發、發悅也、物得備足皆喜悅也。

酒酉也、釀之米麴、酉澤久而味美也、言亦踡也、能否皆彊相踡待飲之也、又入
 口咽之、皆踡其面也。

(說文解字)

酉就也、八月黍成可爲酎酒、象古文酉之形也、凡酉之屬、皆从酉、卯古文酉从

説に同意することができません、ところが上には上があるので、第三説として天に酒星があるから酒は天地と共に始まつたものであると云ふ説があるそうです、此れは眞面目に議論する價値はありません位のもので、恐らく主張する方でも眞面目ではありますまい、支那では此の世の特種の事物を星に當て緝めて天文を論する風があります、星と物と同時にできたのではなく、物ができるから此れを星に當てたのであります、そして、議論が顛倒してゐる様であります、そこで第四説とでも申しませうか、酒の起源は全く判らんと云ふ説がありまして、竇革の如き其の一人であります、竇革は總ての説を駁して酒の起源は判らんと申してをります、此の判らん説は最も其當を得て居る様でありますから、私も支那に於て酒の始まりは判らんと云ふ説に賛成を表してをきます。

上述の如く酒の起源は判りませんが、然し酒の最も確實なる記事が文書に現はれましたのは何時であるかと申しますと、夏の時代であります、前に挙げました世本や戰國策を別としまして、書經の夏書五子之歌にも、其

御批通鑑輯覽の如きも、儀狄酒を作る王飲んで之を甘しとす曰く、後世必ず酒を以て其國を亡ぼす者あらん、遂に儀狄を疏んして旨酒を絶つと載せて居ります、此の説に對しては反對論がありまして、第二説として己に神農の頃酒ありと云ふ學者があります、其證として擧ぐる所を見ますと、酒の名は神農本草經に在り、下つて黃帝內經に至つては、其第十四篇は湯液醪醴論にして、酒の問答がしてあるではないか、然らば則ち酒は禹に始まりしものにあらずして神農の時代已に之れ有りと云ふにあるようであります、然し此れ等の學者の證據といたします、神農本草經なり黃帝内經なりは、果して眞書でありませうか、素人考としても直に不安を感じます、況んや公平なる支那の學者は全部若しくは少くとも其の一部は、後世の作であると申してをります以上、先づ疑はしき書物と見てよろしからうと存じます、宋の有名なる博物學者にして本草衍義の著者たる寇宗奭の如き、本草綱目によつて見ますと、此の説即ち第二説の張本人の様であります、どうも其證據が疑はしいのでありますから、遺憾ながら私は此

簡単に醸酵させてこしらへたものを、此の頃から穀物で造る様になつたものか、或は從來も穀物で造つたのではあります、其の釀造法が極めてまづかつた、それを改良して非常に良い酒を作ることを發明したのでありますか、其の邊は今日不明であります、兎も角も從來のものに比して、非常に有味い酒ができる様になつた、そこで酔ふものもできて酒の害と云ふ様なことも起つてまいりまして、爲めに酒に関する正確なる記事が出てきたものではありますまいが、私は一般の社會の進歩の状態にも考へ合せまして、本當の酒と云ふのも可笑しいが、穀物より造る本當の酒は禹の頃から始まつたものではあるまいかと想像してをるのであります。一寸前に申し遣しましたが、孔叢子の中に堯舜千鐘と云ふ語があるのを楯に、酒は已に堯舜の時代からあつたものであると云ふ人もあると云ふことであります、若しさうとしますれば、此れは親しく孔叢子を讀まない人の説でありまして、探るに足らぬ説と申さねばなりません、堯舜千鐘と云ふことは、孔叢子の第十三章儒服の中にあるのであります、繁を厭はず

の二に曰く訓に之れ有り、内ち色荒をなし、外か禽荒をなし、酒を甘んじ音を嗜しみ、字を峻くし牆を彫さる、此に一あれば、未だ亡びざることありますとありますし、孟子の中にも禹旨酒を悪んで善言を好むとあります、がくの如く禹の時に至り酒に關する記事がふえましたが、此れ等の記事は酒の歴史と何等關係を有せぬものでありますか、私は酒の起源は判らんといたしましても、禹の時代に至り、酒の記事がふえました、而して其の記事の内容を見ますと、酒の弊害と云ふ様なとが議論になつてをる所を見ますと、何にか此れには或意味のあるとではなからうか、全く無意味ではあるまいと思ふのであります、そこで私の考では、凡て支那歴史で夏の時代は一大變化の時代であると信ずるのであります、酒に付ても亦た此の時代に大なる變化をなしたものであらうと思はれます、乃ち從來と雖興奮する一種の飲料、即ち酒と稱するものはあつたかも知れませんが、此の頃非常に有味い酒ができる様になつたものではありますまいが、其の有味い酒と申しますものは、或は從來は果實なり若しくは乳獸なりを

一寸關係の文だけあげますと、平原君子高と飲す、子高に酒を強て曰く、昔し遺諺あり、堯舜千鐘孔子百觚、子路嗜々尙ほ十榼を飲む、古の聖賢飲むこと能はざるなし、吾子何ぞ辭するや、子高曰く、穿が聞く所を以てするに質聖道徳を以て人を兼ね、未だ飲食を以てするを聞かざるなり、平原君曰く、即ち先生の言ふ所の如くんば、則ち此の言は何れより生せしそ、子高曰く、酒を嗜しむ者より生ず、蓋し其れ勸厲獎戯の辭にして實に然るにあらざるなり、平原君欣然として曰く、吾れ子に戯れすんば此の雅言を聞く所なしとあります、然るに之れを證據に堯舜の時代に已に酒ありと論じますのは、多分孫引きに誤まられたものであります、採るに足らぬ説であります。

第二節 酒の種類

一體此の邊で支那の酒の製造法を述べるのが順序であらうと存じます

が、それは技術のことでの私の學問の管轄外でありますから、遠慮して申し述べませぬ、聞く所によれば支那の酒の釀造法就中麴の製法の如き、調べて見ると専門家にとつては大に面白いことがあるとか申すことであります、少し古いかも知りませんが、後魏の賈思勰の齊民要術の如き、私は技術のことを調べると云ふ人には、多少参考になる書物ではあるまいかと思ふて見ました、それは兎も角私は製造法を述べませんのでありますから、一寸是に酒の種類のことだけ申してをきます。

支那の酒の種類に付ては、若し古い書物にある酒の名前を悉く集めまして、之を各異つた種類の酒なりと解しますと、古き時代に於ても非常に澤山な種類の酒があつた事になります、それは一寸說文解字の酉部のみを御覽になつても直に判ります、然し名前の異つてをるものは悉く其の實をも異にしてをつたものであります、假りに實を異にしてをつたものとしますすればどう異つてをつたものか、何人も今日に於ては此れを明確に答へ得る者はありますまい、固とより支那の書物には何んでも註

先づ本草綱目における酒類の根本的異種の分類は、酒、焼酒、葡萄酒の大區別にありと申さねばなりません。然らば三者はどう異ふかと申しますと、穀物と麹とを以て普通に醸造するものが酒、蒸餾してとるものが焼酒、葡萄を醸して造るのが葡萄酒で、葡萄酒と其の他のものとは原料に於て異なり、焼酒と其の他のものとは蒸餾するかせざるかによつて異なる様であります。而して李時珍の説によりますと、焼酒は古法ではなくつて、元の時に始まつたものであると云ふ事であります。

以上の分類を現今の實狀に照して見ますと、小分類に於ては或は廢れたものもあるし、或は新たにできたものもある様であります。之を例へば屠蘇酒の如き先づ廢れた方と申してよろしいかも知れません。此れは更後に後に申し述べることいたしまして、新たにできたものゝ例を申しますと、現今可なり廣く使用せられてゐる玫瑰酒の如き、本草綱目には見當らぬ様であります。尚ほ明治三十六年に私が山東省を旅行いたしました時どこであつたか宿屋の番頭に酒を買ふてることを命じましたら、

があつて、一種の解釋はついてをりますが、技術的にどう異つてをつたかを説明してない様であります。從て全く無用とは申しませんが、古い時代の酒の名前の行列は、餘り多大の利益を吾人に與へるものとも信じられません。故に體裁としましては何んだか物足らぬ様な氣がいたしますが、私は簡単に本草綱目の酒の分類と、現今の實際とを擧げるだけに止めたいと存じます。

明の李時珍の本草綱目によりますと、酒類を三ツに大別しまして、第一酒、第二焼酒、第三葡萄酒とし、更に第一の酒の中に、七十餘種の酒の種類あげてあります。この第一の酒の中の七十餘種の酒の種類を見ますと、多くは酒に薬品を加へたもので、其の薬品の差によつて名を異にしてゐる様であります。而して根本的實質の差ではない様であります。例へば屠蘇酒の如く薬品を酒に溶かしたもの、五加皮酒、蓼酒の如く、五加皮なり蓼なりの汁を、麹米に和して醸造したものを異種として列舉してあるのであります。どうも此れは根本的に異なる酒類の分類なりとは申されませんから、

類種の酒

す君笑ふ莫れ古來征戰幾人か回る、此れは申すまでもなく唐詩選にあります王翰の涼州詞で、此の詩が唐詩選第一と云ふ譯ではありませんが、不思議に我國では何人にも歌はれる詩であります、此れは勿論涼州詞ではあります、此れによつて或は唐の時代には、かなり盛かんに葡萄酒が世上に用ゐられたものであらうと想像する人があるかも知れません、從てそう云ふ人は私が前に申しました清朝に至り殆んど從來の葡萄酒は其の製法を失つたと云ふことを聞かれたならば、どうしてそうなつたかと疑問を起されるであります、然し私は葡萄酒が支那に於て、果して或は之を例へばデヤイルス氏の如き其一人であるが、或人の想像するが如く、廣く製造若しくは使用せられた時代があるであらうかを疑つてゐるのであります、從て清朝に至り、終に其の製法を失つたといたしましても、私には餘り不思議には感じられないであります、たゞ支那でも隨分古くから葡萄酒の醸造を知つてつをたし、又其の量の多少を問はず、造つてもをつたのでありますから、一寸其の事を述べて見ませう。

支那の酒

色の黒い淡白な酒を持つてまいりました、ついに見たことのない酒でありますから、製法や名前を聞きましたが、何でも麥が原料で、極めて短時日に容易にできる、何とか云ふ酒であると説明いたしました、今ま名前を思ひ出しませんが、是亦本草綱目にそれらしいものを見出しません、斯様な次第で小分類に於ては多少出入がありますが、大分類に於ては今日と雖もその通りであります、稻米を原料として造ります酒は浙江の紹興府が本場で、どこでできても普通に之を紹興酒と申します、燒酒は東三省が最も有名で、主たる原料は例の高粱であります、それに果實酒を加へまして先づ三大種類なりと申してよろしう御座いませう、たゞ葡萄酒と云ふものに付ては清朝に至り殆んど從來の製法が廢絶いたし、近頃また外國の醸造法に倣ひボツ、、製造が始まつたのみならず、葡萄酒の盛衰は多少面白き節なきにしもあらずでありますから、特に葡萄酒の沿革とでも申すことを一寸述べて見ませう、

葡萄の美酒夜光の杯、飲まんと欲して琵琶馬上に催ふす、醉ふて沙場に臥

のであるといたしてをきたく存じます。

さて葡萄酒は何時頃から支那で造つたものでありませうか、史記や漢書によりますと、張騫が大宛に蒲陶酒あることを奏してをります、漢書によりますと、大宛左右蒲陶を以て酒を爲くる富人酒を藏する萬餘石に至り、久しきもの數十歳に至つて敗れずと書いてあります。また、西域の葡萄酒のことが可なり詳しく知れてをります、そこで私は漢使が葡萄の種を持つて歸りましたのは、葡萄を生まで食つて有味かつたためではなくして、葡萄酒を造るために持ち歸つたものとしますと、葡萄の種と共に葡萄酒釀造法も傳習を受けて歸つたに相違なく、漢書に外國の使者來るもの衆く、離宮の旁らに澤山葡萄を作つたとありますから、主として外國人に飲ますために、恐らく武帝の宮中では葡萄酒を造られたものであらうと想像いたします、然し此の葡萄酒釀造は、何時廢れたか時代は判然いたしませんが、永く續かずにおやめになつたものでありますから、葡萄酒の記事が見

先づ葡萄酒の原料たる葡萄は、支那固有の植物でありませうか、外國より來た植物でありませうか、李時珍の説によりますと、葡萄は漢書蒲桃に作る、酒を造るべし、人之を餌飲すれば則ち酩酊として醉ふ、故に是名あり、漢書に言ふ、張騫西域に使して還り始めて此の種を得と、而れども神農本草已に葡萄あれば、即ち漢の前隴西舊と有り、但だ未だ關に入らざるのみとこう論じてをります、前にも申しました様に、私は神農本草經は採りませんが、然し漢以前隴西に葡萄ありしや否やは何とも申しかねます、或はあつたかも知れません、たゞそれにしても酩酊と醉ふからブドウと云ふ説明は、如何に大家の説でもどうも私には苦しいこちつけの様に思はれます、チャイルス氏のチャイナ、エンド、ゼ、チャイニースによりますと、葡萄と云ふ語は希臘語のボトルスからきたもので、葡萄は張騫が西域からもつてきしたものであると申してをります。(131、134頁) 私も葡萄は外國語の音譯であらうと存じますし、漢書大宛傳に、漢使蒲陶目宿の種を采つて歸るとありますから、普通の説に従て、前漢武帝の時大宛から傳はつたも

成る程黃庭堅の詩の中に、百斛を收めて春釀に供せんと欲すと云ふ様な句もあります、然し確かに造つたか造らなかつたかをきめる材料が見つかりません、元遺山の葡萄酒の賦の序によりますと、世に此の酒なきや久し矣とありますから、寧ろ宋時代には造らなかつたと見るが穩當であります、進んで元になりますと再たび葡萄酒を造つたことは確かであります、元史世祖本紀至元十三年の條に、太廟に享する常饌の外、野豕鹿羊葡萄酒を益すとありますし、同二十八年の條には、宮城中に葡萄酒室及び女工室を建つとあります、尙ほ安邑縣志に、明朝洪武六年前、太原歲に葡萄酒を進む六年の間に至り太祖之をやむ、相傳ふ安邑縣の陶村、前代專官を設けて葡萄酒を進むることを督す、本省他縣葡萄蓋し寡し、未だ酒を造るべきものあらず、進む所は即ち陶村の產なりとあるそうです、して見ますと、元時代には宮中で造られたこともあります、或は之を廢された爲めであるかそれとも相並んであるか、安邑縣から葡萄酒を進められたこともあります、これだけの事は判りましたが、此の時代に於ても、民間で

えなくなりました、圖經本草の著者たる宋の蘇頌の云ふ所によりますと、魏の文帝が嘗て群臣に詔りして醒め易しと申されたと云ふことあります、それからまた飛びまして唐に至りますと、明かに葡萄酒のことが再び現はれています、南部新書によりますと、太宗高昌を破り、馬乳葡萄を收め、苑中に種ゆ、併に酒法を得たり、仍ほ自ら損益して酒を造る、綠色を成す、芳香酷烈味い醍醐の如しとあります、本記事を真なりといたしますと、太宗の時宮中で葡萄酒を造られた事は疑ありません、然し一般に民間でも釀造し若しくは使用せられたものであるか否かは疑問であります、固より李太白の襄陽歌の内に、恰も似たり葡萄の初めて醸成するにの句等はあります、どうも租稅制度に、顔をださず、且つ後世まで惰性を持たなかつた所を見ますと、私は唐時代に於ても、反對證據なき限りは、民間に於て盛んに行はれたものとは信じ得ないであります。

下つて宋に至りますては、葡萄酒を造つたものかどうか不明であります、

投す、歲に此の水を飲めば、一世病なしとあります、當時の風俗目に見る様に書いてあります、全然日本の現今の風と一致してをります、ただ我國では屠蘇の滓を井戸に入れることは無い様であります、橙を正月に井戸に入れる風習のある地方はある様であります、或は屠蘇の滓を入れる代りかも知りません、こう云ふ風が支那に廢れて日本に遺つてをるのは面白いと、たしか志賀學士かゞ云はれた様に思ひますが、尤もであります。

(漢書)

大宛傳 大宛左右以蒲陶爲酒、富人藏酒至萬餘石、久者至數十歲不敗、俗者酒馬者目宿、宛別邑七十餘城、多善馬、馬汗血、言其先天馬子也、張騫始爲

一般に廣く使用されたか否かはどうも十分な證據がありません、明に至りましては、李時珍の本草綱目に、葡萄酒の釀造法並に其の藥力が書いてありますから、一應當時尚ほ製造されたものと見るのが相當であります、然し私は何時の時代でも佛蘭西や伊太利の様に、或はそれ程でなくとも、先づ廣く民間で葡萄酒が使用された事はあるまい、それであるから清朝に至つて葡萄酒はどんな種類でも澤山にできるに拘らず、葡萄酒を製造するものがなくなつたのであらう、急に或時代にバツタリ製造が廢れたのではなく、何時の時代でも一般的に飲用されたことがなかつたのであると信じてをるのであります。

追手でありますから一寸屠蘇酒のことを附言してをきます。
本草綱目の屠蘇酒の所を見ますと、陳延之の小品方に云はく、此れ華陀の方なり、元旦之を飲む、疫癆一切不正の氣を辟く、何々の藥品を用ゆ、三角の絳囊を以て之を盛り、除夜に井底に懸け、元旦取り出して酒中に置き、煎すること數沸、舉家東向し、少より長に至り、次第に之を飲む、藥滓は還た井に

武帝言之上遣使者持千金及金馬以請宛善馬、宛王以漢絕遠大兵不能至、愛其實馬不肯與、漢使妄言、宛遂攻殺漢使取其財物、於是天子遣貳師將軍李廣利、將兵十餘萬人伐宛、連四年、宛人斬其王母寡首、獻馬三千匹、漢軍乃還、語在張騫傳、貳師既斬宛王、更立貴人素遇漢善者名昧蔡爲宛王、後歲餘、宛貴人以爲昧蔡調使我國遇屠、相與殺昧蔡、立母寡弟蟬封爲王、遣子入侍質於漢、漢因使使賂賜鎮撫之、又發使十餘輩、抵宛西諸國求音物、因風諭以伐宛之威、宛王蟬封與漢約歲獻天馬二匹、漢使采蒲陶目宿種歸、天子以天馬多又外國使來衆、益種蒲陶目宿離宮館旁極望焉。

第一章 酒 制

第一節 酒 の 用

極古いところは暫らく措きまして、少くとも周制に於ては、酒は必要欠くべからざるものであつた様であります、それは支那に於て最もやかましい祭祀に酒を用ゆる事になつてをつたのでありますし、王侯が賓客をもてなすのにも酒を用ゐ、昏娶養老は固とより、鄉射禮其他の禮にも酒を用ゐますので、酒は必要なのであります、こんな事は禮記の月令、禮運、郊特性、申しますと禮記の講義になりますから略します、一體こう云ふ祭りなり儀式なりに酒を用ゆるのは支那に限つたことでもない様であります、どうしてそう云ふ場合に酒を用ゆるのでありますか、恐らくは古代の人にとって、米を煮れば飯になるのは當然のことであります、醸酵して

酒になる、それを飲めば愉快になると云ふのは、不思議に思はれて、一種特別のものゝ様に考へられたのであります、それは兎も角支那に於て酒は必要なのでありますから、周禮を見ますと、酒正とか酒人とかと云ふものが置いてあります、一寸酒正と酒人とのことを申しますと、周禮の家宰治官の屬に、酒正、中士四人、下士八人、府二人、史八人、胥八人、徒八十人、酒人、奄十人、女酒三十人、奚三百人とあります、其の職に付ては、大體に於て酒人は酒を造るのでありますし、酒正は酒の政令を掌どるのであります、少し詳しく述べますと、酒正は酒を造る爲めに材料を酒人に渡し、酒の種類を検收し、之を王后世子に供し、祭禮の五齊三酒、賓客の禮酒、王の燕飲酒、士庶子又は耆老孤子を饗する酒を管理し、酒の賜頒酒の祿、酒の祿は少し可笑しい辭であります、非常な老人になりますと、老を養ふ爲めに朝廷からきまつて常に酒を貰らうのであります、之れを秩酒と申しますが、酒の賜頒及び秩酒を掌り、酒材用酒のしめくくりをする、これが酒正の職でありますし、酒人は酒を造る外に、儀式の時に他の指揮を受けて自ら

酒を奉し、又は酒を以て従往するのであります、隨分酒の爲めに面倒なきまりが設けられてをつたものと申すべきであります。

かくの如く周に於ては制度として酒を用ゆることが必要であります結果、酒の役人まで置いてあつたのであります、後世に能く出てきます醸を賜ふと云ふことは、周時代にありましたものであります、かどうでありますか、周禮司徒教官の職の族師に、春秋祭醸とあります、此の醸は一種のお祭りなのでありますから、大醸とか賜醸とか云ふ醸とはちがうのであります、乃ち後世になりますと、何にかお目出たいことがありますと、すぐ醸を賜はるのであります、それとはちがうのであります、そうしますと別に見出しませんから私は周の時には後世に所謂醸は先づなかつたものとしてをきませう、秦になりまして史記の始皇本紀によりますと、其二十五年に五月天下大醸とありまして、註に天下歡樂して大に酒を飲むのであるとあります、そうしますと、天下に令して仕事をやすんで酒でも飲めと觸れ出されまして、始皇親らには文武百官を集めて

すればそんな差異があることになります。

以上私は支那に於て制度上酒が必要であり、且つ何にかおめでたいとでもあると天下に酺を賜はつたと云ふことを申しました、扱此れだけ聞きますと、支那では政權によつて酒を飲むことを強いたかの如く聞えます。支那の道徳は飲酒を如何に見てをつたのかと云ふことが、自然知りたくなるのであります、因て先づ支那の道徳より見たる飲酒のことを一寸申して置きまして、更らに酒に對する行政のことを申すことにいたします。

一體多くの道徳の教へを見ますと、飲酒は戒しめられてゐる様であります。之を例へば佛教に付て申しますと、小冊子ではありますが、南條前田兩博士によりて編せられたものでありますから、佛教聖典と云ふ書物によりまして申しませうか、同書には戒酒と云ふ節が設けてあります。そこで種々な經文より、酒の弊をあげて飲酒を戒しめられた文句が譯して載せてあります。之を一々擧げることはできませんが、就中分別善惡所起經

大酒宴でも開かれたのでありますか、多分そんなことなのであります。進んで漢に至りましたては、史記の孝文本紀によりますと、文帝は即位の詔書によつて天下に赦し、民に爵一級、女子百戸に牛酒、酺五日を賜はつてをります。註に漢律では三人以上故なくして群飲すれば罰金四兩に處せられるのであります。が、五日間は會聚飲食を許されたのであるとありますから、五日間は會飲お構ひなしと云ふお觸れをだされたのであります。此れから後ちになりますと、賜酺大酺は續々歴史に見えてをりますので、即位は固より、立后立太子、甚だしきは孝文帝の十六年には、玉杯に人主延壽と刻つてあるのを得たからと云ふので、酺を賜ふたと云ふことであります。唯是に一寸注意をしてをきますことは、師古の説によりますと、唐の頃の賜酺と漢の賜酺とは、大に意味がちがうと云ふことであります。唐の時には群飲を禁じてなかつたのでありますから、漢の如く刑法の適用を免除すると云ふのではなくして、酺を賜ふと云ふ意味は、聚つて伎樂をなし、高年のものには酒麴を賜ふたのであります。強て區別

酒を飲んではならぬと云ふことは説いてをりません、却て最も有名なる第一の奇蹟に於て、水を酒に變じてをります、それはガリレーのカナに於て、耶蘇が婚筵に列しました時、葡萄酒がつきました、そこで耶蘇が下僕をして石甕に水を汲みこませ、それを更らに筵席に持ちださせました所が、其水は上等な酒になつてをつたと云ふのであります、佛法に於て慈善は美法であります、が、酒だけは他人に施してならぬことになつてをります、寶積經と申すお經の中に、施すべからざる五ツの第二に、酒と毒藥は人に施さず、衆生を亂すが故にとあるそうです、此を今の耶蘇の奇蹟に比べますと、兩者の間に於ける寛嚴の差異が明かであります、然し耶蘇の使徒に至つては、飲酒を惡徳と説いてをります、提摩太前書に、ボールはテモチーの健康の爲めに水を飲むなけれ少しく葡萄酒を用ふべしと云つてをりますから、藥用としては酒を認めてをりますが、ボールは勿論、其他の使徒も、酒に酔ふことは非常な惡徳である、又宗教家は酒を嗜しむ者であつてはならぬと云ふ風に説いてをります、之を例へば、加拉大第五章に、

と云ふお經に、飲酒の三十六失が説いてあるそうであります、隨分詳細に酒の弊が數へられてをる様であります、又沙彌尼戒經には酒を飲むことを得ず、酒を嗜むことを得ず、酒を嘗むることを得ず、とあるそうでありますし、五戒八戒十重禁戒皆酒を禁じてをります、斯様の次第でありますから、佛教に於ては、絶對に飲酒は惡徳と見做されてをる、これが實際今日佛教信者間に、完全にどこの國でも行はれてをるや否やは別問題としまして、佛教の教義として飲酒は嚴禁されてをるものと解して差支ないようであります、然らば耶蘇教ではどうでありますか、人或は現今耶蘇教の堅き信者によつて、禁酒運動が熱心に行はれますので見て、耶蘇教に於ては、佛教よりも更らに一層厳格に飲酒は禁せられてをるものであらうと相像する人があるかも知れませんが、私の見ました所では、耶蘇教に於ても飲酒を美德とは見てをりません、戒しめてをりますが、教義として其の戒め方が、佛教の如く厳格でない様であります、新約全書によりますと、耶蘇自身は一般的に私慾に打ち勝つべきことを説いてをりますが、特に

しまして此れを前の酒の文句と結び付けて、回教は絶対に酒を禁ずるものにあらずと論する人もあるそうであります、一般には絶対に教義としては禁じられてゐる者と見てゐるそうであります、然し此れが完全に行はれてゐるや否やに至りましては、セルも、波斯人及土其古人とも酒を嗜しむと申してをりますし、大庭柯公著南北四萬哩にも、一にもコートンの教典、二にもマホメットの教と、日常の動作を好んで宗教的ならしむる波斯人は、概して優勢なる飲酒黨なれど、飲酒は必ず夜間に於てし就寝前に試みるを常とすと、書き出して、寢酒の實景が寫してあります、因て回教徒も實際酒は飲みますが、決して其れを美德とは信じてをりません、教義としては、多數説によれば絶対に禁じてあるのであります、扱然らば支那の道德の教へに於てはどうでありますか、周禮と云へば周公の作と稱せらるゝものでありますし、政治と道德とは一緒である支那に於て、周制に酒正酒人等がありとすれば、支那の道德の教へに於ては、飲酒を善良なる風俗として、寧ろ獎勵したのではないいかと考へる人があるかも知れ

ドランケンネス即醉酒を、偶像禮拜人殺等と共に惡徳の内に數へてありますし、提摩太前書の第三章には、ビショブたらんと欲する者、デーカンスたらんと欲する者の條件として、酒を嗜しまざることが擧げてあります、さうしますと耶蘇教に於て、其教義として儀式及藥用の酒の使用は認めますが、酒すきであるとか、酒に酔ふとかと云ふことは、惡徳と見做されると申しましてよからうと存じます、遂手でありますから一寸回教のコーランは何と説いてをるかを見ませう。

セルの英譯コーランが正しきものとしますれば、同書二十三頁に、酒も幾分有用ならざるにあらずと雖、其害は其益より大なり、同八十四頁に、酒等はサタンが信行を害する爲めに投じたものであるから、之を慎しまねばならぬと云ふ風な意味が説いてあります、此等の文句を一寸見ますと、回教は絶対に酒を禁じたものであるか否か頗る疑はしいのであります、て、コーランの他の部分に、神は必要な植物を作つたと云ふ語がありますが、學者によつては此の植物の中にはバルムや、葡萄も含んでをると申

に對する國權の干涉があるのでありますから、私は是に便宜上之れを一と括めにして、酒禁と名づけてお話することにいたします。

第一節 酒 禁

支那史を通じて見ますと、支那には三種の酒禁があつた様であります。其の第一は酒を飲むことを禁ずるので、第二は酒を製造若くは販賣することを禁ずる、第三は酒の稅制に違背する行爲を禁ずる、酒禁に此の三種の種類があつた様であります。勿論通常支那の書物で、單に酒禁と書いてありますときは、第二種の酒禁をさしてあるのでありますから、或は是に酒禁に三種ありと申しましては、辭として穩かでないかも知れませんが、私が勝手に酒禁と云ふ語を廣義に使用いたしまして、假りに三種の酒禁ありと申してをきたく存じます。

さて此の三種の酒禁の内で、第二の酒の製造なり販賣なりを禁すると云ふことは、其の結果いたしまして、酒を飲むことを禁することにもなり

ません、固より支那の教へに於ては、佛教なり回教なりの教義の如く、絶対に酒を飲んでならんと云ふことではあります。然し論語を見ますと、齊には食を變すとあります。註に、食を變すとは酒を飲ます葷を茹はざるを謂ふとあります。惟た酒は量りなし亂に及ばずとも申してありますから、亂醉しないとか、齊には酒を飲まんとか云ふことは、孔子の躬行せられた主義である様であります。加之、周制に於ても酒の用は限られてをりますので、祭祀とか、儀式とか、老を養ふ爲めとかの外、無暗みに飲んではならないのであります。獎勵するどころではありませんが、濫用は堅く戒めてをります。それは獨り道德上の教訓に止まりません。現に國權を以て強制してをるのであります。因て次ぎには順序として所謂國權の強制とは如何なることであるかを申し述べます。然しこのことを述べますに付ては、支那にはこれと環聯して、或は全く無關係ではあります。類似した酒

ますから、第二は第一の中に包含せられずやと疑ふ人があるかも知れませんが、第一と第二とは、禁令の客體が異ります、乃ち一は消費者に對する命令でありますし、他は酒の營業者に對する命令であります。加之、此の二者は、其の發令の動機、換言すれば、立法理由を異にしておられます。それは後ちに詳しく述べます。従て此れはちがつた種類と見ねばなりません。更に第二と第三との區別に至りましては、此れは殆んど其命令の内容が同一であります。第三に於ても同じく酒の製造なり販賣なりを禁するのであります。従て此の方は、一見一層區別が困難ならずやとの感が起らぬとも限りません。然し第二の方は一般的に酒の製造販賣を禁するのであります。第三の方は科稅制度保護の爲めに禁するのでありますから、政府若しくは或特種のものには、酒の製造販賣を許し、其の他の者に禁するのであります。換言すれば、其の禁止が絶對的なりや否やによつて、二者の間には區別があるのであります。左様な次第でありますから、私は酒禁を別つて三種とし、此三種に付て學問上多少参考になりそうな事柄を擧げて見よう存じます。

先づ第一の飲酒の禁から申します。書經を見ますと、前にも一寸申した事のあります五子之歌、それに商書の伊訓等によりますと、古聖酒を戒しました事が明かであります。然し此等は單に戒しめましたので禁じたのではありませんから、嚴格な意義に於て飲酒の禁とは申されません。其の始めて飲酒の禁あるは周に始まつた様であります。周制を述べますには先づ周禮を擧げべきであります。が、混雜するといけませんから先づ書經から申しますと、書經では周書の酒誥に酒禁のことが見えてります。周書の酒誥は申すまでもなく、康叔を殷の故地に封するに付て、周公が康叔を戒しめられた誥であります。其の大部分は同じく單純なる訓戒に過ぎません。然る所最後の方に至りまして、厥れ或は誥けて群飲すと曰はゞ、汝佚ふこと勿れ、盡く執拘して以て周に歸くれ、予れ其れ殺さん、また惟れ殷の迫ける諸臣惟工、乃ち酒に湎するも、庸て之を殺すこと勿れ、姑く惟れ之を教へよとあります。普通の解釋によりますと、群飲するものあらば捕へて

之を周に送くれ、之を死刑に處すべし、たゞ殷の遺民に付ては、從來飲酒の風に染んでゐるから、直に之を殺すは酷に過ぐ、飲酒の害を教へよと云ふことであると云ふことであります、此の解釋を正しいものなりといたしますと、死刑を附して群飲を禁することを康叔に命ぜられた様に見へます、然しこれ考へ様によつては、殷は飲酒を以て國を亡した、其の故地に封するのであるから酒を慎しめ、若し汝に隨つて行つた者で、命を用ひず群飲する様な不埒な者があつたら、早速周に送り返せ、急度嚴刑に處するからと訓戒を強めて云はれたるに過ぎないで、必ず死刑を附して群飲を禁せられたものではないともとれぬこともありません、然し此れは周禮と對照しまして、死刑を附して群飲を禁せられたものと見まして、先づ康叔の封國に於ては字義の通り行はれたものと見てをきます。

それから周禮を見ますと、司徒教官の職の中に、司虢と云ふものがありまして、ソコには憲市の禁令を掌る、其の鬪讐する者、及び其の鬭亂する者、出入相陵犯する者、屬遊を以て市に飲食する者を禁す、禁すべからざれば、則

ち搏て而して之を戮すとあります、註によりますと、屬遊を以て飲食することは、群して飲食する者の謂だそうですから、私は周制市に於て群して酒を飲むことを禁せりと見てをきたく存じます。

最初の周禮で、司寇刑官の職の中に、萍氏は幾酒謹酒を掌るとあります、幾酒を掌ると申しますのは、過多又は非時の酒の賣買を調べる事であります、そうで、謹酒を掌ると申しますのは、民をして酒の使用を節せしむることを掌とするのだそうです、前に述べました書經の酒誥にも、祀に酒を用ゆるのは止むを得ないが、酒を葬にすることなかれなどとありますから、制裁の有無、其の程度は別りませんが、群飲にあらずとも、濫りに酒を飲むことは周制之を禁せりと見てをきたく存じます。

其れから漢に至りまして、漢律にては、三人已上故なくして群飲すれば罰金四兩に處すると云ふことになつてをつたと云ふことであります、此こに所謂漢律は、蕭何律のことなのであります、所が此の律が往々杓子定規的に適用されたものと見へまして、漢書によりますと、宣帝五鳳二年に

詔が出て酒禁が弛めてあります、其の詔の大意を申しますと、婚姻などは人の大禮であるのに、そんな際と雖、酒食を具へてお客様をすることを禁する地方官があると云ふことであるが、かくの如きは民をして楽しむ所を亡はしめるもので、民を導く所以でない、極端になつてはならぬと云ふ意になつてをります、して見ますと、律には故なくしてとなつてをるのに、故あつても群飲を禁じた官吏もあつたものと見へます、何れの國何れの時代にも、法の適用は往々拘子定規的に流れ易く、中正を得ることが六ヶしいものと見へます。

それからズート飛びまして、北魏の文成帝の時に面白い禁令が出てをります、太安四年のことになりますが、此の頃頻りに豐年が續いたので、士民多く酒を飲んで酬諂をなし、或は政事を議するものを生じました、そこで文成帝は其の此の如くなるを悪くんで、一切酒を禁じられた、醸酷飲皆斬に處すと定め尙密偵を放たれたと云ふことであります、随分此れは苛酷に過ぎた法律の様に思はれます、が果して種々の弊害が伴ふて起りまし

たので、獻文帝に至つて之を廢されたと云ふことであります、餘り極端であつて永く續くべき性質の法律ではない様でありますから、當然の成り行きであります。

最一つ風變りな例は、唐の太和七年、詔により國忌日に酒を飲むことが禁じられました、これも飲酒の禁の一種と見られる様でありますから、舉げてをきます、尙ほこれを擧げましたから、追手に金の海陵のことも申してをきませう、金史によりますと、金の海陵が朝官の飲酒を禁じまして、犯かす者は死に處することに定めました、上將軍阿速が禁を犯して酒を飲みました、近親でありますから死刑には處しませんでしたが、之を罰したとあります、朝官に限るとは云へ、死刑を附して飲酒を禁するのは、随分手酷しいと云ふべきであります。

以上は一寸面白い大きなものだけを擧げて見たのであります、若し尙ほ詳しく歴史を調べましたなら、外にも同種の禁があるであらうと存じます、然しどうも此の第一種の禁は、餘り人望のない禁であります、だんだ

旱なり蝗なり其の他天變地異、若しくは動亂等のために、穀物の供給が減じました際、穀物を酒につぶして人民の食物を奪ふことを防ぐために發布するのであります、從て此種の禁は其禁を必要とせし事情の消失に伴ひ、直に開かれるのであります、一時的のものであります、其の代り、いつの代にでも其の例がありますので、第一種の禁の如く、主義によつて發する發せんがきまる譯のものではありません、從て一層此の種の禁は、悉く數へることができるものでありますから、是に一寸其の著しいものを少しあげて見るだけにいたします。

前漢文帝の時、酒醪を造ることを戒しめられた詔がありますが、此れは戒しめられたに過ぎませんから別としまして、景帝の時には旱であつた爲めに、酷酒が禁せられたことがあります、之れが満四年續いてをります後漢の桓帝の時には、日食があつたので酒を賣ることが禁せられた例があります、趙石勒は動亂後なる理由により釀造を禁じてをります、其後にも或は蝗害或は水災等の爲めに釀酒又は酷酒を禁じた例は何れの代と

ん後世になりますと跡を絶ちました、それは税制との關係もありますし、又飲酒に對する支那人の思想の變化とも關係がある様であります、今でも酒税を重科すべしとの論者の内には、酒の價が高くなれば消費者が減るから、飲酒減少の目的を達することができます等と論する人もありますが、實際に於ては、徵稅者は常に消費を獎勵する傾きを以てをるものであります、支那に於ても酒税が重要な收入となる様になりますから、古制は自然行はれなくなりましたし、思想に於ても後方に申しますが飲酒を寧ろよろしいことの様に考へることになりまして、飲酒の禁と云ふ様なことは、終に廢れてしまつたのであります、これが第一種の酒禁の始末の大要であります。

次ぎには第二種の酒禁であります、北魏の文成帝の法律の如く、酒を製造しても賣買しても飲んでも死刑に處すると云ふ様な極端な制度は別と致しまして、支那の歴史に於て、酒の製造販賣を禁じました例は、歷代指を屬するに違あらずと申してもよろしうござりませう、其の禁の理由は

雖絶へたことはありません、而して前にも申し述べました如く、此等の禁は、其禁じた理由が去ると共に開かれるものでありますから、或是一年二年永くとも四五年にして皆解かれています。尙ほ此の禁は其禁令の性質として、必ず全國に禁すると限りませんので、或地方のみに限りて禁することあるは想像に難からざる所であらうと存じます。一地方に於て禁せられた場合にも其原因がなくなると共に開禁せらるゝことも申すまでもありません。さて此の禁は今日の如く交通の開けた世の中から考へて見ますと、隨分可笑しい是に因つて或特種の人民例へば酒屋の權利を害する、而かも效力は少ないものゝ様にも考へられます。然し支那の政治は古くから社會政策が加味せられてをりまして、此等も其政治の主義の發現の一つと見ることができます。現今日本に於て大數で申しまして、假りに酒に漬さるゝ米が毎年三百萬石あるといたしませうか。日本の米の總產額五千萬石としまして、それに對して約六分に當ります。然るに凶年で三千萬石しか米ができぬ、輸入の途は全然ないものといたしますと、

三百萬石は一割に當ります。時代を異にし國を異にする支那に於て、同一なりとは申されませんが、限界效用の理により、兎も角も凶年に於て、大變に酒に漬さるゝ穀物の食料に使用せらるゝ價值が、比例以上に増していくことは争はれません。此れかくの如き禁の生じた所以であります。尙ほ今度は第三種の稅法維持の酒禁であります。已に酒稅があります以上は、稅法維持の酒禁あるべきは當然であります。之を例へば、唐書食貨志によりますと、唐の德宗の建中三年に、酒を官の專賣といたしまして、私釀する者は其罪を論じたと書いてあります。文献通考によりますと、會昌六年に連累を禁じて、私釀私麴者の罪は一身に止まるべきことが勅せられてをります。更らに續文献通考によりますと、金の時に如何なる權貴の家でも私釀の疑あるものに付ては、家宅搜索を許し、奴婢にして禁を犯かすときは、主人を杖罪に處することにしたとあります。元に於ても、已に太宗の時より、私釀が禁せられてをります。更らに明に至りましては、洪武十八年に、凡そ酒醋を賣るの家、課程を納めざる者笞五十酒醋一半官に入

る、但し其の十分の三は告ぐるものに賞することになつてをります、左様な有様で、若し此等禁令に關する文句を一々擧げることになりますと、後に述ぶる酒税と同じ長さになるわけであります、餘りクダくしくなりますから、唯だ何れの時代に於ても、官が酒の收入を計りし時代には常に之を維持すべき禁令を設けてをつたと申してをきたく存じます、只だ是に一言してをかねばならぬことは、支那に於ける此の種の禁令は、吾人の眼を以て之を視るに、甚だ苛酷に失せるものありしやに考へらるゝことであります、昔しの刑罰は一般に酷でありますから、特に此れ丈けが酷など云ふ譯ではないかも知りませんが、今日の眼から申せば隨分酷な様であります、其例といたしまして、是に宋史食貨志の記事を擧けませうか、同志によりますと、五代の漢の初め、麴を犯かす者は並に棄市す、周は五斤に至る者は死す、建隆三年周法太た峻なるを以て、私麴を犯かす十五斤に至り、私酒を以て城に入る三斗に至る者、始めて極刑に處す、餘罪を論する差あり、私に酒麴を市る者、造人の罪の半を減す、三年再たび酒麴の禁を下

だす、戸の私造差して其罪を定む、城郭二十斤、郷閭三十斤は棄市す、民私酒を持して京城五十里、西京及諸州城二十里に入る者五斗に至れば死に處す、定むる所の里數の外も、官署酒を酤るあり、而して私酒其地に入る一石なれば棄市す、乾德四年詔あり、建隆の禁に比すれば第して之を減す、凡そ城郭五十斤以上、郷閭百斤以上、私酒禁地に入る二石三石以上に至り、官署ある處四石五石以上に至る者乃ち死す、法益輕くして犯す者鮮し矣と書いてあります、此れは私一流の読み方でありまして判りにくいかも知れませんが、要するに大體に於て五代の頃は隨分酷であつた第三種酒禁も、宋に至つて漸次軽くなつたと云ふのであります、然し其軽くなつたと申すのも、吾人今日の法律眼から見ますと、甚だしく惨酷なものであります、私酒の爲に死刑に處せらるゝと云ふに至つては其の私酒の多少に拘らず、酷に失するものであります、兎も角此等の記事によつて、第三種酒禁は類推に難からずと存じますから、詳しいことはやめにしてをきます。

第三章 酒の美

第一節 酒の詩

支那に於て、酒は必要品でありました事なり、必要品ではありましたが、滥りに酒を飲む、若しくは大酒亂醉することは、戒しめられておりまして、少くとも故なく會飲することが罰せられた時代は、屢々之れ有りしことは、已に述べた通りであります。然るに後世になりましては、詩人は筆舌に於て酒を賞讃し、之を美化いたしましたのみならず、隨分飲酒を實行して模範を示しましたので、だん／＼支那に於て、讀書人は、何んだか酒を飲まんと俗人の様に思はれる、酒を飲むのはよい事である、酒に酔ふて世事を愚にするのは、高尚なことであると考へる様になりました。此の考へは日本にも傳染しまして、俳人と云ふ様な風雅人は、一瓢を携へてゐないと畫にならんと云ふことになつてまいりました。固より日本では文人の風雅の

みではありません、豪傑が酒を被て、醉淋漓たる勇ましき様を美に感んじまして、大酒するとか醉ふとかと云ふことを、餘り氣にしないのであります。寧ろ此場合が多いのであります。學生の肩を怒らして酒を呑むのなどは、全く強がりからきてをるのであります。堀部安兵衛や馬場三郎兵衛が、勇士で大酒呑みであつたと云ふことは、兒童走卒まで、話に聞いたり芝居で見たりして、承知してをりますので、成る程誰れでも依田百川氏の譚海に書いてある、井伊直孝と馬場三郎兵衛との對飲などを読みますと。

勇ましき美を感せすにはをられません、それでありますから、日本のは多少譯が違ひますが、兎に角支那思想の感化も受けてをります、支那でも鴻門の會の樊噲などは、司馬遷によつて隨分勇ましい酒の美が發揮されてをりますが、後世になりましては、だん／＼此の方は流行らなくなります。文士浮世を外にした飲酒のみが、謳歌されることになつたのであります。

支那に於て廣義の詩人、即ち文人が、何時の頃からかくの如く酒を賞讃し

且つ隨分之を實行する人ができてきましたのは、申すまでもなく根本の哲學思想の變化に關係してゐるのであります、其思想の變化が、君臣の關係とか、美術とか、其他總ての事物に發現してゐるのあります、酒に付て現はれたのが酒美文學なのであります、そういたしますと哲學思想の變遷の研究と云ふことが必要になつてくるのでありますが、私は是には多少外形的に流れてゐると云ふ非難を覺悟しながら、そう云ふ六ヶしい問題を避けて、單に酒の詩の變遷のみを述べてをきます。

支那の詩と申しますと、先づ何んとしても最も古いところで、詩經を擧げざるを得ません。そこで詩經を調べて見ますと、御承知の通り詩經の中には、酒に關する詩は殆んど數へきれん程あります、或は祭りの酒を咏じた楚茨信南山等の如き、或は宴會の歌たる鹿鳴常棣等の如き、或は伐木、天保、魚麗、南有嘉魚、湛露、彤弓、吉日、斯干周等屈指に違がありません。此等の詩は固とより多くは酒宴の和樂を叙してをります、特に卷耳なり柏舟なりには、酒には憂を忘れる効ある事を認めてはをりますが、後世の如く酒に隠

酒に沈湎する様になつたかと申しますと、六朝頃から特に著しくなつた様に思はれます、竹林の七賢とか、陶淵明とかは、其最も能く人に知られたもので、此の風が段々系統を引まして、唐にも隨分上戸黨があります、李白の如き其の尤なるもので、其仲間に酒の八仙があつたことは、唐詩選の知章が馬に騎るは船に乗るに似たりの詩で、誰でも御存知の通りであります、其後になりますと、文士酒を賞せざるものなしと云ふてもよろしい位でありまして、隨分中には酒嫌ひでありながら、文字の上ではさも洒すきかの如く吹聴して、以て詩人ぶつた人さへもあるそうです、此等の詩人の酒に關する詞藻は、如何にも立派で、なんだか酒を飲まん者は、俗物の様に感せざるを得ない様にでけてをります、恐らく世界何れの國と雖、酒に關してかく豊富に、而かもかく迄立派な文學を有してゐる國はありますまい、そう云ふ風でありますから、支那に於ては一般に、就中文人は酒を飲むことを寧ろ美なりとなしてをるのであります。

支那に於てかくの如く六朝頃から、學者が飲酒美なり、泥醉雅なりと說き、

られません、然し此れは特に曹操を嘲弄するため、侮慢の辭を用ゐたのであるそうです、果してそれだけでありますか否か判りませんが、後漢書がそう申してをりますからそうとしてをきます。

酒之爲德久矣、古先哲王類帝禪宗和神定人以濟萬國非酒莫以也、故天垂酒星之耀、地列酒泉之郡、人著旨酒之德、堯不千鐘無以建太平、孔非百觚無以堪上聖、樊噲解危鴻門、非豕肩鐘酒無以奮其怒、趙之酈養東迎其王、非引卮酒無以激其氣、高祖非醉斬白蛇、無以暢其靈、景帝非醉幸唐姬、無以開中興、袁益非醇醪之力、無以脫其命、定國不酣飲一斛、無以決其法、故酈生以高陽酒徒著功於漢、屈原不餌糟穀醕、取困於楚、由是觀之、酒何負於政哉。

六朝になりますと、竹林の七賢とか、陶淵明とかがありますし、唐に李白なり八仙なりがありまして、盛かんに酒美文學を唱へ、且つ之を實行したことは前に已に申しました通りであります、其後も詩人と云ふ詩人は、必ず昔酒に關する文字がありますので、之を例へば蘇東坡、この先生は予酒を飲む終日にして五合に過ぎず、天下の飲む能はざること予の下に在る者

れる酒に沈湎して世の中を馬鹿にすると云ふ風の意は含まれてをりません、此の後に於ても概してそうでありますたが、後漢の末になりまして、孔融が酒禁を争ふた書は、大分李白などの匂がいたして参りました、それは後漢の獻帝の時に、年饑え兵興りましたので、曹操が上奏して酒を作ることを禁じました、時に將作大匠の官であります孔融と云ふ人、此の人は孔子の二十世の孫であります、曹操に書を與へて禁酒の不可を論じました、其の書の大要を申しますと、古への帝王が神を和し人を定め以て萬國を濟ふたのは、酒でなくてはできなかつたのである、それ故に天には酒星が耀き、地に酒泉郡あり、人には旨酒の徳が著はれてをる、堯は千鐘孔子は百觚、一は天下太平で、他は聖人である、樊噲趙之酈の酒の效は固よりなり、高祖は醉ふて白蛇を斬り、景帝醉ふて唐姬に幸すと云ふ風に例があげてあります、故に酈生は高陽の酒徒を以て功を漢に著はし、屈原糟を餌ひ醕を歎らず困を楚に取る、是に因て之を觀れば酒何ぞ政に負かんやと結んでをります、どうしても李白の月下獨酌の詩を想ひ出さずにはを

第二節 代表的詩人

陶淵明の傳は、晉書南史宋書の何れも隱逸列傳に出てをりますし、又た昭明太子の撰にかかる傳もあります。何れも大體に於ては同じことでありますが、多少出入せる所あることは免れません。從て私は此の内必ずそれによると云ふことではなく、此等の總てをつきませて、都合のよい様にしてお話しをいたします。

陶淵明には、名前が潛、淵明、元亮と三つあります。陶潛此れは本名に相違ありません。淵明、元亮之れは皆字でありますか、それとも一つは名でありますか、私には能く判りません。兎に角三つあります。尋陽柴桑の人で、晉の大司馬侃の曾孫であります。此の陶侃と云ふ人は非常にエライ人で、晉書列傳によりますと、陶侃は若い時孤で貧乏で縣の吏をしてをりましたが、或時偶々鄱陽の孝廉范達が参りまして、侃の家にも一寸立ち寄りました。陶侃元來貧乏でもあります。且つ急な事でもありますので、別にもてなしもで

無し、然れども人の酒を飲むを喜ぶ、客を見れば杯を擧げ、徐に引けば則ち予が胸中之れが爲めに浩々焉落々焉云々と自ら申してをりますから、自分は酒は飲めないのであります。人に酒を飲ますことがすきなので、酒美文學にも功勞のある人であります。其他有名なる元遺山には飲酒後飲酒の詩が各五首あります。此れ等を一々數へてをりますは際限がないのでありますから、是に一つ簡便法としまして、酒美文學の代表者を擧げ類推の資に供することにいたしませう。

扱其の代表者には誰れが一番適當であらうかと詮議して見ますと、隨分候補者があります。私は其の内から文字なり行爲なりが兼ね備はつて、此れなら何人も異論があるまいと考へらるゝ者二人を引きだしました。所謂二人とは陶淵明と李白とであります。此れなら何人も代表者として賛成せらるゝことゝ信じます。依て是に此の代表者の傳や詩を簡単に述べます。

て其の當時に益する所なく、死して後世に聞こゆる所なきが如きは是れ自棄であると云ふたと云ふことであります、酒は限りがあつて深く過ごしません、其の譯は、年の少いとき酒で失策がありまして、亡親とありますから例の賢明な母のことなのでせう、亡親に封じられたので、決して深か飲みをしなかつたのだそうであります、然らば根はすきな方だつたのでせう、陶淵明の體の中にはこう云ふ大祖父さんから受けた氣高い血液が循環してをるのであります。

陶淵明は少い時から高趣があつて、博學能文、又た不羈自得の風があります、嘗て五柳先生の傳と云ふものを書きましたが、それは自分のことで、而かも時人の言によれば、それが實録だそうです、依て一寸五柳先生の傳なるものを挙げて見ませう。

先生は何許の人たるを知らず、姓字を詳かにせず閑静にして言を少くし、營利を慕はず、好んで書を讀むも甚だ解することを求めず、意に會する有る毎に、欣然として食を忘る、性酒を嗜しむ、而かも家貧恆に得ること能は

きんのでありましたが、侃のお母さんがエライ人でありますから、お母さんは竊かに髪を截て賣りまして、其の代價で酒肴を調えて之を進めました、こう云ふことで近づきになりまして、范達の推薦で督郵となつたのが基で屢々軍功を立て、終に天下の倚重する所となりました、陶侃の逸事として有名な話は、陶侃嘗て讒に因て廣州の刺史に左遷せられました時、極めて暇でしたが、毎日朝は百甓を齊外に運び、暮には之れを齊内に運びました、或人が其譯を聞きましたら、自分は中原に力を致さうと思つてをるのである、今優逸に日を送つてをつてはまさかの役にたくなりなるから、鍊て置くのであると答へたと云ふことであります、後之を實現いたしまして晋朝一代の名臣大將になつたのであります、性質は随分厳格な、キチンとした清廉な人の様で、さりとて決して小ガタマリにカタマツタ人ではありませんので、部下などには隨分厚かつたそうであります、常に人に語つて申しますには、大禹は聖人であるのに乃ほ寸陰を惜しまず、衆人に至つては當さに分陰を惜しまなくてはならぬ、逸遊荒醉しあつたしまして、當時は「大禹猶可也、陶侃猶可也」といはれていました。

支那の酒

す、親舊其の此の如くなるを知り、或は置酒して之を招く、造たり飲めば輒ち盡くす、期するところは必ず醉ふに在り、既に醉ふて而して退く、曾て情を去留に客にせず、環堵蕭然、風日を蔽はず、短褐穿結、簞瓢屢空しくして晏如たり、常に文章を著はして自ら娯しみ、頗る己が志を示し、懷に得失を忘る、此れを以て自ら終ゆ。

例により私一流の読み方であります、此れが五柳先生の傳であります、此れが實錄としますと隨分貧乏な酒呑であつたのであります。

親は老い家は貧であるので、州の祭酒になつて見ましたが、辛棒ができるなくて間もなくやめました。州から主簿に召しましたがなりませんで耕作して凌ぎをつけて居ましたが、遂にブランやまいにかかりました。江州の刺史檀道濟が往て見舞ますと、淵明先生すつかり瘠衰へて臥てをりまし、道濟が申しますには、賢者は天下道なれば隱れるし、道あれば出る、今この様な文明の世になせ君はかくまで自ら苦しむのか、此れに對して、貴い人になる事なんかは望まない、自分にはとてもできんと答へたと云ふこ

代表的詩人

とで、道濟が饋るに梁肉を以てしましたが、淵明は之を受けませんでした、後ち鎮軍建威參軍となりました、その時親朋に、此れで世捨て人の食料を取らうと思ふが、どうだらうと云ふたそうであります、事を執る者が之を聞いて、彭澤の令といたしました、そこには公田がありますので、淵明は自分は常に酒に酔てさへをればよいからとて、公田に皆酒の原料になる穀を種へさせようといたしました、家人は固く食料たる穀を種へることを頼みましたので、其公田を二つに分けまして、半分の五十畝には穀を種え、五十畝には秈を種えたと云ふことであります、萬事がそう云ふ風であります所で、郡から督郵が縣にまいりました、吏が大騒ぎをして、淵明に束帶して之に見ゆる様にと申しました、そこで淵明は歎じて、自分はとても五斗米の爲めに腰を折て、拳々としてあんな郷里の小僧に事へることはいやだと申しまして、義熙二年に辭職して縣を去りました、そこで有名なる歸去來の賦ができましたのであります。

其後著作郎に徵されましたが就きません、州郡の覲謁を絶て、唯だ親類や

友人と酒を飲んで暮らして餘り外とにも出ません、偶ま出れば田舎や盧山を觀にゆく位のものであります、顏延之が劉柳後軍功曹の官で尋陽になりました時に淵明と親しかつたので、後に始安郡となつた時にも、通過する毎に淵明と一緒に飲んで、共に醉ふてをりましたが、去るに臨んで二萬錢を留めて淵明に贈りました、淵明は此二萬錢を酒屋にすぐ送つてをして、勝手に酒を取つて飲んだと云ふことであります、隨分呑氣なりと云ふべしであります。

江州の刺史王弘が淵明と近づきにならうと思ひましたが、前述の流でありますので其機會がありません、偶々淵明が盧山に往くと云ふことを聞きまして、淵明の友人の龐通人をして途中の栗里に宴席を設けて足をとめさせました、淵明は脚疾であつたので、一門生と二兒とに舉かせた籃轝に乗せてまいりましたが、酒肴が備へてあると云ふことで、それは結構と急速飲み始めました、少くすると王弘が参りましたが、別に氣にするでもなく平氣で一緒に飲んだと云ふことであります、これで王弘は大に親しく

なつた積りであります、嘗て九月九日に淵明は前述二萬錢も飲み盡くしたと見えまして、酒がないのでポンヤリと宅の邊の菊の叢の中に坐つて菊を觀てをりました所へ、王弘から酒を送つてきましたので、そこで十分に飲んで歸つたと云ふことであります、此等に由りますと、始めは淵明も角がありまして、檀道濟の梁肉を斷ると云ふ風であります、後には全然化脱して、恐らく酒に付て此れは誰が御馳走するのであるか、何所からくれた酒なのであるかと云ふ様な事は、少しも知らんまた知らうともしなかつたのではありますまいか、何だか私にはその様に思はれます。

淵明は音樂のことは知らんのであります、が、糸のない素琴を持つてをりまして、酒を飲むと此れを撫でまわして、音はしなくても琴中の趣がよいと申してをつたそうであります、又醉ひますと誰れにでも眠くなつたから眠るから歸へてくれいと云ふたそあります、更らに面白いのは自分の家で作つた酒が熟すると、自分の冠つてをる葛巾を取つて酒を漉

卒しましたが世に之を靖節先生と申します、妻翟氏も志趣が同しかつたと云ふことあります。

以上が陶淵明の傳の大要であります、一體支那人の傳に付ては、どうも家庭などのことは甚だ判りにくいのであります、淵明に付ては、小供に送つた手簡なり、家庭の事や火事に遇つた事なりまでよんだ詩などありますから、大分詳細に判らんこともないのであります、然し人の傳は甚だ話しのしにくいものでありますから略してをきます。

陶淵明の傳はそれ自らが酒の詩でありますから、特に詩を擧げる必要は殆んどない譯でありますから、たゞこう云ふものがあると云ふことだけ申してをきます。

歸去來は文章軌範にもたしかありましたからとりわけては申しません、挽歌辭に擬するの詩は彼の人生觀を察するに足ると共に、又た一つの酒文學であります、浮世にをる時に酒の飲み方の足らなかつた位が遺憾だなど、云ふ句が有ます、其他詩の殆んど全部が言酒に及ばざるものなし

します、それがすむとそのまゝ其頭巾を冠つたと云ふことであります、こゝまでくると成程彼の所謂義皇上の人であります。

淵明の頭巾のことを申しますと私はいつでも草聖と稱せられた張旭のことを思ひ出します、張旭と云ふ人は唐の人であります、醉ふと頭に墨を塗つて頭を振り廻はして字を書きましたそうで、醒めてから自分で驚いて、とても自分にはこんな字は書けないと云ふたと云ふことであります、随分奇稟なりと云ふべきであります。

淵明は天性超脱的で、或は始めから役人に適しなかつたのかも知れませんが、然し宋の武帝の王業が漸く盛かんになつてからは、復た仕ふる志がなくなつた様であると傳にあります、然らば或は大祖父さんの功業を考へ、晋の天下の成り行きを見て、深く感する所でもあつて、所謂酒に隠れる様になつたのではありますまいか、淵明は自分の文章には自ら皆年月を書いてをく風であります、義熙以前は晋の年號を用ゐ、永初より以來は單に甲子を書いてをいたと云ふことであります、元嘉四年に六十三で

例に舉げまして、昨の大名も今日は縊縷着て瓜畑の中に立てをると申したのであります。他の十九首も大體に於て同一意味で、此の世の功名富貴にアクセクするの愚を笑つて、酒の楽しみが説いてあります。

飲酒二十首並序

余閑居寡歡、兼此夜已長、偶有名酒、無夕不飲、顧影獨盡、忽焉復醉、既醉之後、輒題數句自娛、紙墨遂多、辭無詮次、聊命故人書之、以爲歡笑爾。

其一

衰榮無定在彼此、更共之、邵生瓜田中、寧似東陵時、寒暑有代謝、人道每如茲、達人解其會、逝將不復疑、忽與一觴酒、日夕懽相持。

其二

積善云有報、夷叔在西山、善惡苟不應、何事空立言、九十行帶索、飢寒況當年、不賴固窮節、百世當誰傳、道喪向千載、人人惜其情、有酒不肯飲、但顧世間名、所以貴我身、豈不在一世、一世能復幾、倏如流電驚、鼎々百年內、持此欲何成。

其三

と申してもよろしいのであります。就中飲酒と題する詩が二十首あります。此れを悉く申上げる譯にも參りませんから、其の例として首の一つを擧げますと、衰榮は定在なく、彼是更らに之れを共にする、邵生瓜田の中、寧ろ似たり東陵の時、寒暑代謝あり、人道毎ねに茲の如し、達人其會を解く、逝に將さに復た疑はざるべし、忽ち一觴の酒を與り、日夕歡んで相持す、即ち榮枯盛衰は常なきもので、榮へるものは必ず衰へる、穢ないなりで瓜を作つてをる邵生も、もとは東陵候であつたのである、之を自然界から申しても、永久に寒いとか暑とかと云ふものではなくして、寒暑は互に代謝する、人も亦かくの如し、達人は其邊の消息を了解して迷ふことはない、されば酒でも飲んで、毎日自得して暮らそうと云ふのであります。邵生の事は故事がありますので、秦の東陵候であつた邵平と云ふ人は、秦が漢に破られてより布衣となり、貧乏であります。瓜を長安城東に作つて渡世をしてをりました。其の瓜が極めて有味かつた。これが世に云ふ東陵瓜の始めであると云ふことが漢書の蕭何傳にあります。因て衰榮定在なき實

栖々失群鳥、日暮猶獨飛、徘徊無定止、夜々聲轉悲、厲響思清遠、去來何依々、因值孤生松、斂翮翻遙來歸、勁風無榮木、此蔭獨不衰、托身已得所、千載不相違。

其四

結廬在人境、而無車馬喧、問君何能爾、心遠地自偏、採菊東籬下、悠然見南山、山氣日夕佳、飛鳥相與還、此中有真意、欲辨已忘言。

其五

行止千萬端、誰知非與是、是非苟相形、雷同共譽毀、三季多此事、達士似不爾、咄咄俗中愚、且當從黃綺。

其六

秋菊有佳色、哀露掇其英、泛此忘憂物、遠我遺世情、一觴雖獨進、杯盡壺自傾、日入群動息、歸鳥趨林鳴、嘯傲東軒下、聊復得此生。

其七

青松在東園、衆草沒奇姿、凝霜殄異類、卓然見高枝、連林人不覺、特樹衆乃奇、提壺挂寒柯、遠望時復爲、吾生夢幻間、何事繼塵羈。

其八

清晨聞叩門、倒裳往自開、問予爲誰歟、田父有好懷、壺漿遠見候、疑我與時乖、繚縷茅簷下、未足爲高接。

其九

一世皆尙同、願君泊其泥、深感父老言、稟氣寡所諧、紓轡誠可學、違己詎非迷、且共歡此飲、吾駕不可回。

其十

在昔曾遠遊、直至東海隅、路迥且長、風波阻中塗、此行誰使然、似爲飢所驅、傾身營一飽、少許便有餘、恐此非名計、息駕歸閑居。

其十一

顏生稱爲仁、榮公言有道、屢空不獲年、長飢至於老、雖留身後名、一生亦枯槁、死去何所知、稱心固爲好、客養千金軀、臨化消其實、裸葬何必惡、人當解意表。

其十二

長公曾一仕、壯節忽失時、杜門不復出、終身與世辭、仲理歸太澤、高風始在茲、

一往便當已、何爲復孤疑、去々當笑道、世俗久相欺、擺落悠悠談、請從余所之。
其十三

有客常同止、趨舍邈異境、一士長獨醉、一夫終年醒、醒醉還相笑、發言各不領、
規規一何愚、兀傲差若穎、寄言甘中客、日沒燭當炳。

其十四

故人賞我趣、挈壺相與至、班荆坐松下、數斟已復醉、父老雜亂言、觴酌失行次、
不覺知有我、安知物爲貴、悠々迷所留、酒中有深味。

其十五

貧居乏人工、灌木荒余宅、班々有翔鳥、寂々無行跡、宇宙一何悠、人生少至百、
歲月相催逼、鬢髮早已白、若不委窮達、素抱深可惜。

其十六

少年罕人事、游好在六經、行々向不惑、淹留遂無成、竟抱固窮節、饑寒飽所更、
弊廬交悲風、荒草沒前庭、披褐守長夜、晨雞不肯鳴、孟公不在茲、終以翳吾情。

其十七

幽蘭生前庭、含薰待清風、清風脫然至、見別蕭艾中、行行失故路、任道或能通、
覺悟當念還、烏盡廢良弓。

其十八

子雲性嗜酒、家貧無由得、時賴好事人、載醪祛所惑、觴來爲之盡、是誇無不塞、
有時不肯言、豈不在伐國、仁者用其心、何嘗失顯默。

其十九

疇者苦長饑、投來去學仕、將養不得節、凍餒固經已、是時向立年、志意多所恥、
遂盡介然分、終死歸田里、冉々星氣流、亭々復一紀、世路廓悠悠、楊朱所以止、
雖無揮金事、濁酒聊可恃。

其二十

義農去我久、舉世少復真、汲々魯中叟、彌縫使其淳、鳳鳥雖不至、禮樂暫得新、
洙泗輕微響、漂流逮狂秦、詩書復何罪、一朝成灰塵、區々諸老翁、爲事誠殷勤、
如何絕世下、六籍無一親、終日馳車走、不見所問津、若復不快飲、空負頭巾、
但恨多謬誤、君當恕醉人。

事を論じ頃一篇を奏しました、そこで帝は食を賜ひましたが、帝親しく羹を調へられたと云ふことあります、以て如何に御意に適つたかが判ります、詔して翰林に供奉を命ぜられました。

李自己に翰林の供奉になりましたが、酒を飲むことは依然たるもので、飲み仲間と始終市中に出て醉てをります、玄宗皇帝が或日沈香亭子に坐して、意に感する所がありましたので、李白に樂章を作らせようと思はれて白を召されました、李白は酒肆に臥てをりましたので、つれでまいりましたが、ゲデくに酔てをります、左右の者が水を顔に灑きました、それでヤツト人心持がつきましたので、命を傳へますと、直に筆を援て文を成しましたが、實に立派なものであります、帝は其才を愛せられて、其後も屢々宴見を賜はつたと云ふ事であります。

李白嘗て帝に侍してをります時、醉ひまして高力士に自分の靴を脱がせました、高力士が之を恥ぢまして、其復讐として、李白の詩の句を摘・發して楊貴妃を激せしめました、帝は屢々白を官に進めようとせられます、楊

李太白の傳も新舊唐書兩方にあります、どちらも極めて簡単であります、然し李太白の風貌を窺ふには足りますから、此の二つを根本にしてお話をいたします。

李白字は太白、興聖皇帝九世の孫とありますから、矢張李姓で唐の皇室と縁つきになるのであります、白の生母が長庚星を夢みたので太白と名づけたのだそうで、十歳にして詩書に通じました、少い時から所謂天才肌で、長じて縱横の術を喜び、劍を擊て任侠となり、財を輕んじ施を重じた、父が任城の尉でありましたので任城に居つた事がありました、其の時魯中の書生の孔巢父、韓準、裴政、張叔明、陶沔等と徂徠山に隠れて、酣歌縱酒に日を送りました、時の人があ之を竹溪の六逸と稱したと云ふことであります、天寶の初めに會稽にまいりまして吳筠と親交を結びました、筠が召されましたので太白も亦長安に出てきまして、長安で賀知章に會ひました、知章が其文を見て嘆じて子は謫仙人なりと云ふたと云ふことで、知章が之を玄宗皇帝に推薦いたしました、玄宗は金鑾殿に召見しまして、當世の

貴妃が之を沮みます、李白其の間の消息を知りまして、一層驚放に流れ、遂に例の酒の八仙と云ふ様な仲間を作るに至りましたが、一面山に還ることを懇願いたしましたので、玄宗皇帝も金を賜ふて還らしめられました。詩を摘して楊貴妃を激せしめたと云ふのはどう云ふことであるかと申しますと、宮中の牡丹の花盛の夜、玄宗皇帝は楊貴妃と共に杯を手にして、梨園の弟子に音樂をやらせながら、園中を車で練り歩かれましたが、帝は名花と楊貴妃の如き美人とあるのに、舊い歌も妙でないと思はれまして李白に命じて詩を爲らせられました。其詩は即ち有名なる李白の清平調でありまして、李龜年が之を謠たひ、帝が玉笛を以て之に和し、貴妃も大に御機嫌であつたのであります。然る所其の詩の中に、憐むべし飛燕新粧に倚ると云ふ句があつて、其意は漢宮の美人と雖楊貴妃に比すべきものなし、唯だ盛粧した趙飛燕位のものであらうかと云ふのであります。此れを早速高力士がつかまえて、趙飛燕と云ふのは卑賤から起つて成帝の寵を受け、大に宮中を亂し漢室を傾けた云はゞ妖婦である、それに貴妃を比す

るのは不都合ではないかと中傷しました。そこで楊貴妃の御機嫌が變つて終に自の立身を沮はむに至つたのであると云ふことであります。此れが唐書に所謂其詩を摘して以て楊貴妃を激すの内容であります。

清平調詞三首

雲想衣裳花想容、春風拂櫻露華濃。若非群玉山頭見、會向瑤臺月下逢。
一枝穠艷露凝香、雲雨巫山枉斷腸。借問漢宮誰得似、可憐飛燕倚新粧。

名花傾國兩相歡、長得君王帶笑看。解釋春風無限恨、沉香亭北倚闌干。
一寸一つ、唐代では今日の支那の詩の様に目で見る物でなくて、諷ふものであつた様であります。其れは此の李白のお話しでも判りますが、其の他の詩が直に諷はれたものであると云ふ事に付ては色々の證據があります。今其の中で最も風流なものを擧げて見ますと、唐の用弱の集異記の中にこう云ふことが書いてあります。王昌齡と高適と王之涣と寒い雪の降る日に、或旗亭に一杯飲みに参りました。然るに梨園の伶官數十人、やはり是の樓に登つて燕を始めました。そこで三詩人は席を避けて隅の方に火鉢

妓が謳ひ出したのは、此れも唐詩選に見えてをります王之渙の涼州詞で、
黄河遠く上る白雲の間、一片の孤城萬仞の山、羌笛何ぞ須ん楊柳を怨むを、
春光度らず玉門關と云ふのでありました、そこで王之渙が他の二子に揶
覦かつて、どうだ田舎者うそではなからうと云ふて大に笑つた、餘り賑ぎ
やかなので諸伶が其譯を聞きました、そこで其話しいたしますと諸伶
皆驚いて、どうぞちらへと云ふことになつて、終日飲みくらしたと云ふ
ことであります、これで謳たと云ふことが判ります、追手に申してをきま
すがこゝに田舎者と申しましたのは私の意譯ではないので直譯であり
ます、原文をそのままあげますと、渙即揶覦二子曰、田舎奴、我豈妄哉とある
のであります、田舎の者は都會の忙しいものに比すれば自然ポンヤリし
てをりますので、唐の頃にも矢張り侮辱の詞に用いたものと見えます、私
の様な田舎漢は、田舎者と云ふ詞が輕侮の詞となることが非常に嫌いで
あります、どうも原文がそうなので仕方がありませんから其儘譯して
置きます。

を擁して其様を觀てをりますと、續て妙妓が參りまして樂が始まりました、そこで三詩人に約束して申しますには、お互に詩に付ては天狗であつて敢て譲る氣がない、然し甲乙はあるに相違ないから今日は一つ誰れの詩を最も多く謳ふかを見よう、多く謳はれたものが最も優れたりとせうと申し合はせました、俄にして一伶が節を拊て唱ひ出しましたのは、唐詩選で何人にも能く知られてをる例の、寒雨江に連づて夜吳に入る、平明客を送て楚山孤なり、洛陽の親友如し相問はゞ、一片の冰心玉壺にあり、芙蓉樓に辛漸を送るの詩であります、そこで王昌齡が壁に自己の詩が一つと書きしるしました、次ぎに一伶の謳つたのが高適の五絶で、其の次ぎには、又た王昌齡の七絶を謳ひました、ソコデ王之渙が申しますには、彼輩は皆下等故、ドンガラ歌でなくては判らない、到底高尚なものはできないのである、マー彼れの謳ふのを見給へ、必ず自分の詩を謳ふであらう、若しそうであつたならば君等は土下座して我れを師と奉せよと申しまして、諸妓中の最も佳なる者を指さしました、そこで大笑になつてをりますと、其

尙西洋の學者は今日の支那の詩の押韻なり平仄が昔のまゝであつて、暗記して機械的にアテハメてをるのは無意味である。西洋でも昔しと今とは音がちがつてをる、從て詩の押韻は時代と共に變化してをるのに、支那はしない、是れは支那の總ての學問に通する弊であると申してをります、そう云ふ説りは免れますまい。

大分話しが横道にはいりましたが、李白は愈自由な身となりましたので四方に浮游いたしました、嘗て舟に乗つて崔宗之、八仙の一人でありますから飲み仲間ですが、崔宗之と采石から金陵にまいりました、その時宮錦袍を着て舟の中に坐して、旁ら人なきが如く平氣でやつてをつたと云ふ事であります、それから安祿山が反しましてから大分變化がありますが、代宗が立つに及んで、左拾遺を以て白を召しました、然し白は其の時已に死んでをりまして、死するとき年六十餘と云ふことあります。

以上が李白の傳の大要であります、而して其詩に至りましては、一寸面白

いことは、屢陶淵明が引き合ひに出てをりまして、餘程淵明に私淑してをつた事が判りますが、酒を鼓吹したる詩は數限りがありませんから、其の中で一つ月下獨酌の詩だけを抜て、段落をつけようと思ひます。

月下獨酌の詩は四首あります、其の第一は、花間一壺の酒獨り酌んで相親しむなし、盃を擧げて明月を邀ふ、影に對して三人となる、月既に飲を解せず、影徒らに我身に隨ふ、暫らく月と影とに伴つて、行樂須らく春に及ぶべし、我歌へば月徘徊、我舞へば影零亂、醒るとき同じく交歎し、醉ふて後各分散す、永く無情の遊を結ぶ、相期して雲漢邈かなり。

此の意味は別に説明を要しませんが、花の間に酒を置いて飲みましたが、獨りで何だか物足りない、そこで杯を擧げて相手に月を邀へた、月が來て見ると、月と影と自分と三人になつた、大分賑かにはなつたが、月は酒を飲まんし、影は獨立して相手にならん始終自分に附き纏ふてをる、決して十分なりとは云へぬが、こう云ふ相手を得たのであるから、春に連れん様に行樂しよう、自分が歌へば月が徘徊するし、自分が舞へば影も踊たり跳ね

たりする中々に愉快である、まだ酔つぶれん間はこうして一緒に歌を盡くしてをるが、醉ふてしまふと自分は寝るし、月は落ちる、影はきえる、皆ちらりくなつてしまふ、かくて永く此の無情の交りを結んだが、今度會するのはいつであらうか、自分は地上の者で月の住む雲漢をのぞめば、邈として遙かであると云ふのでせう、李白が月下花間に獨りで歌て踊つてをる、醉ひつぶれる、月が落ちる、何だか此の詩を讀むと其有様が目に見える様であります、其他三首も別に解を要しません、只第二首は孔融の書に似た句があります、凡て略してこれで酒美を終ります。

月下獨酌、一

花間一壺酒、獨酌無相親、舉杯邀明月、對影成三人、月既不解飲、影徒隨我身、暫伴月將影、行樂須及春、我歌月徘徊、我舞影零亂、醒時同交歡、醉後各分散、永結無情遊、相期邈雲漢。

其二

天若不愛酒、酒星不在天、地若不愛酒、地應無酒泉、天地既愛酒、愛酒不愧天、

已聞清比聖、復道渴如賢、賢聖既已飲、何必求神仙、三杯通大道、一斗合自然、但得酒中趣、勿爲醒者傳。

其三

三月咸陽城、千花盡如錦、誰能春獨愁、對此徑須飲、窮通與修短、造化夙所稟、一樽齊生死、萬事固難審、醉後失天地、兀然就孤枕、不知有吾身、此樂最爲甚。

其四

窮愁千萬端、美酒三百杯、愁多酒雖少、酒傾愁不來、所以知酒聖、酒酣心自開、辭栗臥首陽、屢空飢顏回、當代不樂飲虛名、安用哉、蟹螯即金液、糟丘是蓬萊、且須飲美酒、乘月醉高臺。

第四章 酒 稅

第一節 沿 革

支那の酒は隨分古いものでありますことは前に述べた通りであります
が、然し古い時代には酒の税はなかつたのであります。其の之れあるは
漢の武帝の天漢三年に始まると申してよろしいのであります。勿論論者
の中には、周に已に酒の税があつたなどと申す者もありますが、此れは所
謂爲めにする所があつて、曲げて議論を立てゝをるのでありますから、取
るに足りません。一體漢の武帝の治世は色々な方面から、研究すれば面白
そうな時代であります。武帝は天資英邁潤達なお方でありますから、取
丁度此の頃は財政に非常に餘裕ができてをりました。そこで武帝たるもの
の到底安閑としてをられません。先づ第一外とに向つて手を延されました
た、その結果交通が外國に開けて、種々新らしいものが輸入されました。

みならず、版圖も非常に廣まりました。晩年には仙人の術に熱心になられ
まして、大分天下をお巡りになりました。それやこれやで、財政が段々と缺
乏を告げてまいりましたので、武帝の時には支那に從來全くなかつた色々な收入方法が、新たに施行せらるゝに至りました。所謂酒税も其一種な
のであります。そう云ふ風でありますから、武帝時代に開かれたる外國の
關係とか、其の影響とか、酒税以外の新らしき收入方法とか、其結果とかを
調べて見ましたなら、随分面白からうと思はれます。單に酒税のみに付て
も、深く研究したならば、或は新たしき或物が得られるかも知りません。
兎も角武帝の治世は支那史で面白い時代の一つの様に思はれます。

支那に於て酒の税は、武帝の天漢三年に始まりました。私は是に税と申し
ましたが、私が是れから税と申しますのは、廣義の税で、收入を目的とする
獨占、それより生ずる收入は、矢張り税と申しますから、そのことを豫め御
承知を願ひをきます。天漢三年の酒の税の取り方は如何なる方法によ
つたかと申しますと、所謂權なのであります。權とは何んであるかと申し

ますと、權とは橋のことだそうで、其の橋から轉用して財政に於ては專賣と云ふ義に使用するのであります、橋は官のみ之を作つて渡る者皆之れによるから、左様な意が生じてきましたのであります、原義は何れにせよ權と云ふのは專賣のことであります、後世になつては必ずしも專賣でない場合でも、酒より取る收入に付ては、酒權と云ふ語を用ゆることがあります。本來は權とは專賣のことなりと解して差支へない様であります。そこで武帝時代の專賣であります、前漢書武帝本紀天漢三年の條には、單に初めて酒酤を權すとありますだけであります、従つて此の文から一つの疑問が生じてまいります、それは權の範圍であります、成程此の文で酒を賣ることは官の獨占としたことは明かであります、或は製造はどうしたか、何んとも云ふてないから不明であります、或は製造は人民に許して此れを政府に買上げましたものか、或は製造も政府の獨占といたしましたものか、そこがあれだけの文ではハツキリ判らないのであります、然し韋昭の註によりますと、民の酔釀を禁じて獨り官のみ開設したので

あるとありますし、當時縣官が酒を酤るのでありますから、自然の順序として、製造も官が獨占したのであらうと想像されるのでありますから、私は製造も官の獨占としたものと斷じてをきます、そういたしますと支那に於て酒の税は漢の武帝時代に始まつて其の税の取り方は酔釀共に之を官の獨占とし、以て收入を計つたものであると云ふことができます、其の税率なり收入額なりは、古いことでありますから固とより判明いたしませんが、先づ上述のことだけは斷言ができます、然るに昭帝の至元六年に至りまして、賢良文學が頻りに武帝の收入方法を攻撃いたしましたので、遂に其の議に從つて權酒は廢されました、これが支那に於て始めて行はれた酒の收入の始末の大要であります。

次ぎには王莽の酒税でありますが、王莽が漢を纂ひますや、又た官自ら酒を釀して之を賣りました、其方法は、二千五百石毎に一ト帳場を置いて賣りました、其の利益のとリかたは、麴米二石麴壹石で酒が六石六斗できるとしますと、其の原料の米と麴代を併せて三分して、其の一分を酒一石の

價といたします、それでありますから丁度原料代に比して折り返し以上に賣ることになります、其の總代價の内より原料代を減きまして利益を計り、之を十分して七分は官に入れ、残り三分と糟なり灰なりは工器薪樵の費用にやつたのだそうであります、此によつて歲入が幾ら得られましたか判りませんが、王莽は何んとか彼とか理窟をつけて色々なことをやつたもので、酒稅の如きも古き制度にあるとコジツケて前述の如き方法で取つたのであります、此の酒稅が王莽と運命を同ふしたことは申すまでもありません。

此れから非常に降て南北朝時代になりまして、陳の文帝天嘉二年にも、榷酤之科を置いたとありますし、周に於ても官が酒坊を置いて利を收めたそうであります、が、二者何れも今日に於ては其の制度が審かでありますん、唐に至りまして、代宗の廣德二年に、酒屋を特許營業といたしまして、月々稅を取りました、次ぎの德宗は其の即位の年に之を廢しましたが、其の三年にはまた專賣にして軍費を佐けました、但し京師は權をやめたり、ま

た權を布いたりいたしましたし、或は麴を權して酒に及ばなかつた地方もあるのであります、先づ酒釀を權し官自ら之れを賣つたと概言してもよろしいのであります、然るに貞元二年に酒錢を權することが始まりました、所謂榷酒錢であります、其稅は、酒屋からとのであります、唐書食貨志に、天下肆を置いて以て酤る者斗錢百五十、其の徭役を免んずとありますし、文献通考には、毎斗に百五十錢を權すとあります、そこで文献通考には面白い觀察がのせてありますので、按するに昔人杜子美の詩を擧げて以爲らく、唐の酒價、錢たる三百、今百五十錢を權すれば、則ち其半を官に輸すと申してをります、此の稅率が酒價に對して如何なる比例をしてをるかと想像できる譯であります。

唐書食貨志によりますと、元和六年に京師の酤肆を罷め、榷酒錢は兩稅青苗に隨つて之を斂めること、いたしました、そんであります、然らば榷酒錢は更らに性質を一變して、終に兩稅青苗の附加稅となつたのであります、進んで元和十二年には、勅によつて戸に配して榷酒錢を出だす處に、

支那の酒

官酤を置くことが禁じられてをります、そうしますと官酤の範囲は漸々に狭まくなつた譯であります、文献通考によりますと、太和八年には遂に京師の權酤を罷めたとあります、これは京師の權酒錢を廢したことの様であります、尙ほ同じ條に凡そ天下酒を權す錢たる百五十六萬餘緡、而して釀費三之一にをるとあります、會昌六年には、楊州等の八道の州府に勅して、或は權麴を置き、或は官店を置いて酒を酤り、百姓に代つて權酒錢を納めしめ、軍資にあてました、楊州陳許汴州襄州河東五處は權麴、浙西浙東鄂岳三處は官店を置いて酒を酤りました、昭宗の世に用度が足らなかつたので、京畿邊鎮の麴法を易へて、復た酒を權して軍を贍はしました、然る所鳳翔の節度使の李茂貞が方さに其利を顕らにしてをりましたので、兵を按じて入つて利害を奏しました、そこで急にまたおやめになつたと云ふことであります。

地方々々では色々の變遷もある様でありますが、先づ以上が文献通考等に見えてをります唐の時代の、酒の税の主たる沿革であります。

梁になりまして、文献通考によりますと、單に開平三年に百姓に麴を造ることを許したと云ふ記事があります外、何にもありません、後唐になりまして餘程面白いので、明宗の天成三年の詔によりますと、三京鄰都諸道州府郷村の人戸は、夏秋二期に田苗每畝に麴錢五文を納めますと、麴を造り酒を醸して自家の飲料に供することができます、京都及諸道州府縣鎮坊内で、逐年官麴を買つてをつた酒戸にも、自ら麴を造り酒を醸すことを許しますが、但だ天成二年正月より年末に至ります間に買ひました麴錢を各戸に調べまして、其れの十分の二を權酒錢として納めしめる、其の餘の諸色人にも亦酒麴を私造して自用に供することを許し、權酒錢を納めた酒屋の賣買に付ては、再び稅をとらんと云ふことになつてをります、長興元年には、麴錢五文が二文に減せられましたし、同二年には、麴錢を廢しまして官が自ら造ることにいたしました、初めは城中のものは必ず官麴を買はねばなりません、郷村の者には勝手に自用の爲め私造することを許しました然し、其七月に餘り收入が少ないので、郷村の私造を禁じたと

云ふことあります、それから後周では世宗顯徳四年に自ら米醋を作り及び糟を買ふて自用の醋を作ることを許したとあります、酒の税のために麴をやかましく申し出しますと、自然醋も制限を受けることになるのは申すまでもないことあります、それから文献通考に、是より先き晋漢以來諸道州府皆權して麴額を計り、都務を置き以て酒を醸る、民間の酒醋例として皆醸薄なり、世宗其弊を知る、故に法を改ためしむと申してをります。

次ぎには酒の税で支那史中最も矢ヶましい宋の酒税制度の大要を申しませう。

宋史食貨志によりますと、宋の本来の制度は、(一)諸州城内は都務を置いて酒を釀さしめ、(二)縣鎮鄉閭では或は歲課を定めて民に釀を許し、(三)三京官は麴を造つて民に賣り、(四)或地方は全然何等の干渉を行はないと云ふやうであつた様であります、言換へますれば、或地方に於ては全然自由で少しも干渉しませぬ、其他の地方に在りては、麴を官の専賣にする地方と、

酒を官の専賣にする地方と、税をとつて人民に酒を造らせる地方とがあつた様で、此れが宋の本来の制度なのであります、然るに此れが其後種々に變化いたしまして、特に北方の壓力が愈加はつて屢兵を用ゆるに及びましては、種々な名義で二重にも三重にも税をとる様になりました、宋制の酒税は到底一朝一夕に申し述べることはできませんのでありますから、今變化中是非知つて置くべき必要のあるものゝみを申しますと。

淳化五年に、收入の少ない地方に在りては確實な人民を募りまして、課税を安くして酒を造らしめることを始めました、應募者に付ては先づ其資産を調べました上に長吏大姓の保證を立てさせますから、税のとりそこねはない譯であります、宋史食貨志に、是歲諸州歲課錢少なきもの四百七十二處をとり、民を募つて自ら醸らしめ、或は官麴を賣つて其直を收む、其後民應募する者寡なく、猶官釀多しとありますから、官釀を壓する譯には行かなかつた様であります、が、宋制に於て注意すべき制度の一であります。

尙ほ食貨志に天聖以後官で酒なり麴なりを賣るのに疆界を定めまして互に相侵することを禁じました、若し違背しますれば制裁を加へることゝしたと書いてあります、現今支那で鹽の專賣に付て各引地と云ふものがありまして、長蘆鹽は何省と何縣までに賣る、山東鹽はどこと云ふ風に消費區域と產地とを結び付けて區域がきめてあります、そこで其區域の接觸地に於ては、ツイ隣りでは安くつて良い鹽をなめるのに、こちらでは高くて悪い鹽を使用せねばならぬと云ふ奇觀を呈してをります、此れが唯一の原因ではありますんが鹽制敗類の一助となりますし、且つ公平を缺きますので近時の鹽稅改革に付いて此の區域を廢するか存するかは一寸問題になつた様であります、それとこれとは大變にちがひますが、そんなことを聯想いたしましたから、是にあげてをきます。

建炎三年に趙開と云ふ人が四川で大に酒法を變じました、其大體は官自ら酒を造ることをやめまして、之を人民に許しました、然し人民は勝手に造れると云ふのではありませんので、人民にして酒を造らんと欲するも

のは必ず官の釀造所で釀造せねばならんのであります、そこで人民が釀造所へ釀造の爲め米を持ちこみますと、官では米一斛に付て稅錢三十、頭子錢二十二を徵收することにしたのであります、此の方法によりますと、官釀に比して官では資本がいりません、人民の方では悪くつて高いものを押しつけられるよりも便利であるからなのであります、しかし、四川で其結果がよろしかつたと云ふので、其明年には之を四路に行ひ、收入が遞増して六百九十餘萬緡に至つたと食貨志は申してをります、此の制度も後ちには米を見ずして高い稅だけとられることになつて民が大に苦しんだとありますから、矢張り弊害を生じてきたものであります、當初は中々人氣のあつたものゝ様であります。

尙一つ紹興年間までは、酒に定價があつて之を増さんとするときには、必ず中央政府の許しを受けたものであります、紹興元年以後は郡縣が勝手に増すことになつて、價が不統一となつたと食貨志に見えてをります、何にか参考にでもなりそなことであります。

先づこんなことは宋の制度中知つてをつて無用でないことの様に思はれます、税率に至りましては始終動かされてをります、或は軍を贍はす爲めとか、或は學を贍はす爲めとか、種々の名義で増されてをります、故に述べません、收入額につきましては、食貨志に皇祐中の酒麴歳課は、総額に合して一千四百九十八萬六千一百九十六とありますし、文献通考には、熙寧十年以前の天下諸州の酒課、歲額四十萬貫以上二、三十萬貫以上三、二十萬貫以上五十萬貫以上三十二、五萬貫以上七十三、五萬貫以下四十五、三萬貫以下五十四、一萬貫以下十九、五千貫以下十七、無定額十八、無權十三及廣南東西兩路州軍とあります、之れで略ば見當を付け、更らに食貨志の會計に表はれてゐる所と比較をいたしまして、私は宋の酒税の收入は、國家總收入の約十分の一に當るものと概斷してよくはないかと考へてゐるのであります。

宋はこれだけにしてをきまして、次ぎには金であります、金でも酒を榷した様であります、然し別にとりたてゝ言ふ程のこともない様であります

すから略しまして元に移りますと、元は已に太宗の時より酒醋の課があつたと云ふことであります、其の元の天下となりました時の本來の制度は、大都河西務楊村管する所の州城は、例により榷酤する外、其他は百姓の自釀に任かせて税をとつたものゝ様であります、此の制度は勿論其の後變化いたしました、之を例へば、至元二十一年には京師の富豪戸の釀酒を禁じて、官自ら酤賣することにいたしましたし、二十二年には、民間の自造をやめて榷酤法を立て、米壹石に付鈔十貫を取ることにいたしましたが、また直ちに之をやめまして、民の自造を許し、米一石に付て五貫の税をとることにいたしました、從來は一石に付き一貫であつたと云ふことでありますから、急に五倍の増税を受けた譯であります、此等は先づ甚だしき變化の例であります、其他微小な變化は澤山あります、餘りくだ々々しくなりますから申し述べません。

拙私は是に丁度至元二十一年二十二年の例を擧げましたが、此等の変革を獻策したのは盧世榮と云ふ人であります、此の人は獨り酒に付てのみ

ならず、一時世宗に大に用ひられて、種々財政の改革をやつた人でありますから元の財政のことでも調べようと思ふ人には、盧世榮の傳と云ふのは見落すことのできないものであります。盧世榮の傳は元史では姦臣列傳の内にはいつてをります。世榮の最後は極めて慘憺たるもので、死刑に處せられた上に其肉を割て以て禽獵に食らはしめたといふことあります。或は史家の目から見れば姦臣のかも知りませんが、兎に角元の財政に非常な影響を持つてゐる人でありますから、一寸注意までに申してをきます。

元の酒税の收入額に付しましては、元史食貨志に、天下每歲總入の數、酒課、腹裏五萬六千二百四十三錠六十七兩一錢、遼陽行省二千二百五十錠一千十一兩二錢、河南行省七萬五千七十七錠一十一兩五錢、陝西行省一萬一千七百七十四錠三十四兩四錢、四川行省七千五百九十錠二十兩、甘肅行省二千七十八錠三十五兩九錢、雲南行省貯二十萬一千一百一十七索、江浙行省一十九萬六千六百五十四錠二十一兩三錢、江西行省五萬八千六百四十錠

一十六兩八錢、湖廣行省五萬八千八百四十八錠四十九兩八錢とあります。此に因て觀ますと隨分酒は善い收入を與へたものと云ふべきであります。

次ぎは明であります。明では全然酒税はやめまして、酒の税にした様であります。明史食貨志は別に酒税の章を設けてをりません。税としましても甚だ歴史に記事が少ないのであります。恐らく餘り重要な税ではなかつたのであります。然し明だけ略す譯にもまいりませんから、續文献通考等に見えてをります記事で、やゝ重要なりと考へらるゝものを、一ち打ち書きにして擧げて見ませう。

太祖庚子の歲二月中書省の獻議により、酒醋の税を定めたと云ふことであります。其詳細は判りません。

英宗の正統七年に、各處の酒課は州縣に收貯して、以て用に備へしむることいたしました。

景帝の景泰二年に、酒麴每十塊に稅鈔牙錢鈔場房鈔、各三百四十文を收む

ることに定めました。

憲宗成化四年に、張家灣の宣課司並に在京都稅司に命じまして、客商の淮麴に付ては百分の二の稅をととらせました。

こんな切れくの記事でありますから明はこれでやめまして、此れで清朝に至るまでの酒稅の歴代の沿革の大要を述べたことにいたします。

第二節 清朝の酒稅

清朝に於て、酒に稅を課するとも決して清朝の稅制の立て前に違反するものではありません、それでありますから實際にも酒の稅を取つてをります、一寸是に斷つてをきますが、私の是に所謂酒の稅とは、一般貨物の移動に付て課せらるゝ關稅なり、釐金稅なりに於て、酒より徵收する稅は全然包含しませんので、特に酒に付て課せらるゝ稅に限つて酒稅と申すのであります、關稅に付て酒も亦課稅せらるゝことを免れませんのは、戶部則例の關稅を見ますと明かであります、之を例へば、崇文門の稅則により

ますと、酒の種類が細かく分けてあります、毎種に付て稅率がきめてあります、山海關稅則にも同一主義の規定があります、釐金稅が起りましてより、釐金稅に付ても亦原則として、其の徵收を免るゝことのできないのは申すまでもありません、然し此等は特に酒なるが故に課稅するのではありませんので、凡て百貨に付て課稅する酒も一種の貨物にして、他の貨物が課稅せらるゝと同一の狀態に立つから課稅せらるゝのであります、そうでなくして清朝に於ても酒なるが故に稅を課してをると云ふのであります、それは光緒大清會典事例の戶部雜稅の所を見ますと、乾隆三十一年に、江蘇省の麴稅銀が議准されてをりますし、同じ年に山西省の酒課銀が議准されてをります、何れも金額は少さいが特別の酒稅であります、同様の例は嘉慶にも咸豐にも同治にもあります、然し此等の酒の稅に付て之を天下に布かずして、必要とする地方々々が、其の時々に許しを受け之を設けると云ふ點に在ります、此の點に於て清朝の酒稅は、土地の稅

なり、鹽の税、甚だしきは質屋の税等ともちがつてをりますので、そこの間に他の税と區別があるのであります、何故にそう云ふ風なやり方をしたのかと申しますと、判然いたしませんが、恐らくは明が酒税に重きを置かなかつた其明の制度の繼承ではあるまいかと私は思ふてをるのであります。

已に述べました様に清朝に於ても酒の税は夙くからありましたが制度として各地區々でありますとのと、敢て重きをなしてをりませんので、詳しい沿革を申し述べることは無用でもあり、且つ非常に困難であります、それでありますから私は清朝でも地方により夙くから酒税はあつたと云ふことだけ申しをきまして、少し歯の抜けた様な觀はあります、が直に清末の酒税のこととに移らうと存じます。

清朝の末頃には、多くの省に於て、酒の税を徵收してをります、大概酒の税と煙草の税と一緒にして煙酒税となつて表れてをりますが、兎も角酒の税を取つてをります、東三省は焼酎の本場であります、守田中佐著滿州地

誌によつて例を東三省にとりますと吉林省の如きは燒酎製造所に課稅して、此の税は官謫局即ち人參局が徵收しますし、別に各地に稅局があつて酒の税も徵收したと云ふことであります、吉林はそう云ふ風であります、が他の多くの省でも取つてをります、而して是に不思議なことは宣統頃になりますと、固より例外はありますが、各省の酒の税のとりかたが、大分似よつてまいりました、それは直隸省の酒の税、それが本になりますて、新たに酒の税を始める省では、直隸省の例に倣ふて、略ば同じ方法でとると云ふことを上奏してをりますし、從來特種の方法で取つてをつた省も、漸次直隸に倣ふて改めたからであります、そういたしますと、少し大袈裟ではありますが、直隸省の酒税法は、先づ清末各省の母法と言つては當りませんが、それに近いものであると云ふのは、非常な見當違ひではありますまい、然ならば直隸省の酒税法とは如何なるものであるか、これを一寸申して置きます。

直隸省では、光緒二十八年に籌款總局一所、分局十六所を設けまして、煙草

酒等の税を徴収し、此の收入を以て常備軍を養ふことにいたしました。其税率は開辦の始めには、煙草酒共、每斤に制錢十六文をとつたのであります、二十九年に例の支那流で一年の税額を定めまして、毎年八十萬兩、内煙草稅二十萬兩、酒稅六十萬兩といたしました、三十三年に至りまして、銀が騰貴して制錢が安くなつた爲めに、人民からは制錢で徴収して、上納は銀ですると云ふことでは、到底定額八十萬兩に達することはできんと云ふ籌款局からの申し出がありましたので、上奏して毎斤に銀一分四厘を徴収することにいたしまして、爾來定額八十萬兩を維持してゐるのであります。

これが摸範となりまして、多くの省では、宣統頃に酒の税を徴収してをります。制度の内容は兎に角、宣統三四年頃、酒の税を取つてをりました省を數へますと、直隸、東三省、江蘇、安徽、山東、山西、河南、陝西、陝西は一寸断つてをきますが、釐金税の様な形式でとつてをつたらしいのであります。故に釐金税の一種とも見られます。然し酒の税は特別にして重かつたのであります。

りますから假りに矢張り酒稅としてをきます。尙其の外に三成捐と云ふものが附加されてをつた様であります。湖南、浙江、福建、江西、湖北、四川、雲南、貴州等其他廣東には康濟公司が毎年定額一百萬兩を引受けて納めます。酒捐があつたと云ふことでありますから、殆んど各省と申してもよろしからうと存じます。

扱かくの如くして徴収せられた税なり捐なりの總歳入が、幾許位あつたものであるかと申しますと、宣統三年四年は豫算を公表してをりますが、其總豫算の表面には、特に酒稅、若しくは煙酒稅と云ふものは見へてをりません、これは正雜各稅と云ふ科目の中に含まれて居る筈であります。經常の正雜各稅は、宣統三年の豫算を例にとりますと、二千六百萬兩程見積りあります。其の内の幾許になるのか判りません、然し一般には示しませんのですが、此の總豫算のできる基礎たる各省、こゝに申します省とは無論支那の方省の意味であります。各省の豫算の細目とか明細書とか云ふ様なものがあるのあります、それが一寸々々と、新聞紙などに飛

びくに出ます、それを真なりとしまして計算いたしますと、たしか煙酒税で六百萬兩内外であつたと記憶いたします、此の中假りに百五十萬兩は煙草の税であると見ますと、酒からは四百五十萬兩の税がとれる計算になります、確然とは数字をあげ兼ねますが、宣統三四年頃の豫算では大體に於て此の邊であつたと申して大なる誤まりなしと信じます、此の豫算に計上された数字が、果して實際と稍一致してをりますものか、其間に大なる懸隔のあるものであるかは、一に其人々の判断に任かすこといいたしまして、兎に角豫算ではそうなつて居つたと記憶する旨を申して置きます。

以上私は酒の税に付て事實を事實として私の所信を陳述いたしました、因て此れで此の話を終てもよろしいのであります、私は是に衷心止み難き者があるのでありますから、蛇足ながら更らに一言を附け加へてをります、それと申しますのは、一體私は支那の政治を彼は議論することは趣味を持ちませんから一向好みません、然し現在の支那の如く、外國借款

に依頼して通常の政費を支辨し、少しも根本的に財政の獨立を計らん、或は計つてをるのかも知れませんが實行しないと云ふやり方が繼續いたしますと、結局破産は免れません、破産した時にはどうなるか、債權者が集まつて共同で管理するか、其他の處分をするであります、そうなれば支那は支那人の支那でなくなりますと云ふことは、これは政治論ではなくして事實なのであります、從て列國の操縱と云ふ様なことも必要かも知りませんが、寧ろそんな事は末で、今日支那の存亡は財政の整理改革如何にかゝつてをると云ふことは、識者の等しく認むる所であります、已に然り、然らば支那の愛國者たる者は、如何なる困難を犯かしても非難を受けても、此の際猛然として財政の獨立、財政の強固なる基礎と云ふものを据えなければなりません、それには色々な施設がいるのであります、收入源に付て申しますと、矢張り支那では土地の税を中心とせねばならんことは申すまでもありませんが、酒の税の如きも大に改革の餘地があると私は信じてをります、固とより支那には正確な統計がありませんし、酒に

は種類もありますから、製造数量税率等を擧げて、判然と計數の根據を申すことは避けますが、然し私は私一人の胸算用に於て、若し直隸省に於て果して確實に一斤に一分四厘を科してをるものと見ますと、私は此の税率を輕減しましても、優に五千萬元位の收入を得るに難からずと存じて居ります、それは支那人の酒の消費量が特に他國人と異なるとも思はれませんから、他の國の酒税をとつて大體的に類推しても判ることであります、して見ると酒税は輕々に看過すべからざる好財源であります、一體酒の税と云ふ様なものは、税制さへ巧くやれば反対の少ない性質の税でありますのみならず、決して此の税は新税と云ふ譯ではありません、古いことはさて置きまして、實際清末に於ても多くの省に於て酒税を課してをるのではあります、それありますから之を改良する、やり方によつては人民は寧ろ悦びませよう、整理して國家の歳入に移すと云ふことは、眞に易々たることゝ云はねばなりません、此れすらもできんと申しますのならば、所謂能はざるにあらず爲さるなりでお話しになりません、唯だ

改良整理に付きまして、私は理論に走らずに極めて簡単で、人民を煩はない税制が、最も必要であると信じてをりますので、随分立派な收入が得られる見込みであります、近頃周財政總長は酒の製造に付て、製造戸数を制限し、毎戸に官貼を給し、貼を分つて五等とし、百元より千元までを納めさす方針を立てまして、地方に訓達したと云ふことが、新聞に見えてをります、段々支那でも酒税が問題になつてをるのであります。

已に本稿を印刷所に送りし後、余は農商部統計科長屠學士より、民國第一次農商統計表の寄贈を受けたり、由て直に同表により、支那に於ける酒類の製造高を驗するに左の如し。

(種類)	(数量)	(價格)
黃酒	一、七五三、九六九、七五三斤	一〇、九九四、六五二元
燒酒	九、二〇六、五一四、〇〇七斤	三八五、〇二六、一四六元

支那の酒

高粱酒	六、七四二、七〇二、八七一斤	五〇五、九六六、五五六元
果子酒	一、四七三、一一六斤	六九〇、六八一元
藥酒	一三、五五〇打	二七、一〇〇元
其 他	一、八六二、六九二斤	七〇五、二四九元
計	二五〇罐	
	三五六、五〇七、八二〇斤	
	二〇、七五〇打	
	一八、〇六三、〇四〇、二五九斤	九四九、四九七、四七七元
	四九〇罐	
	三四、三〇〇打	

但し二三不明の省あり計數に上らす。

好箇の参考資料と云ふべし此に掲げて深く屠學士の厚誼を鳴謝す。

支那の酒 終

第壹篇 洋叢書

大正三年十月二日印刷

支那の酒
定價金六拾錢

東京府北豊島郡高田村元巢鴨三十五百六十五番地

發著作兼
印 刷 者 小 松 榮 三 郎

東京市神田區西小川町一丁目十二番地

光榮館書店

(振替口座東京二四五一〇番)

不許
複製



所捌賣大
同 同 同 同 東京 東京堂書店
丸善株式會社
中西屋書店
林平次郎
三省堂書店
岡山 奥田金正堂
同 同 大阪 吉岡寶文館
京都 三宅書店
若林書店
武内彌三郎
同 仙臺 長野 西澤書店
松本 高美書店
藤原金港堂
鈴木英三郎
札幌富貴堂
名古屋 川瀬書店
星野松次郎
金澤宇都宮書店
熊本長崎次郎
鹿兒島吉田書店

發行所

光榮館書店

(振替口座東京二四五一〇番)

353

7

終

